

令和8年第2回せたな町議会定例会 第1号

令和8年6月18日（木曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 報告第 1号 繰越明許費の繰越しについて（令和7年度せたな町一般会計予算）
- 7 報告第 2号 株式会社北檜山観光振興公社の経営状況について
- 8 議案第 1号 令和8年度せたな町一般会計補正予算（第4号）
- 9 議案第 2号 令和8年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第 3号 令和8年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 11 議案第 4号 令和8年度せたな町病院事業特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第 5号 せたな町税条例の一部を改正する条例について
- 13 議案第 6号 せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 14 議案第 7号 せたな町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 15 議案第 8号 せたな町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 16 議案第 9号 せたな町へき地保健福祉館条例の一部を改正する条例について
- 17 議案第10号 せたな町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 18 議案第11号 せたな町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 19 議案第12号 工事請負契約の締結について（北檜山4号井新設工事）
- 20 議案第13号 財産の取得について（電算システム用パソコン）
- 21 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 22 意見書案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
- 23 意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元などゆたかな学びを求める意見書
- 24 意見書案第3号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
- 25 意見書案第4号 殺傷能力を有する武器輸出の容認撤回を求める意見書
- 26 意見書案第5号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書
- 27 意見書案第6号 イラン戦争の早期終結と、国民の暮らしと営業の擁護を求める意見書

- 28 意見書案第7号 武器輸出の全面解禁を改め、平和国家の理念堅持を求める意見書
- 29 意見書案第8号 刑事訴訟法の再審制度見直しに関する意見書
- 30 発議第 1号 議員の派遣について
- 31 発議第 2号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

○出席議員（12名）

1番 石原広務君	2番 梶田道廣君
3番 藤谷容子君	4番 福島豊君
5番 横山一康君	6番 本多浩君
7番 真柄克紀君	8番 熊野主税君（早退）
9番 吉田実君	10番 大湯圓郷君
11番 菅原義幸君（遅刻）	12番 平澤等君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	河原泰平君
教育委員会教育長	小板橋司君
農業委員会会長	原田喜博君
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君
代表監査委員	残間正君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	中川譲君
総務課長	高橋純君
まちづくり推進課長	吉田有哉君
財政課長	佐藤英美君
税務課長	佐々木正人君
町民課長	濱口善秋君
福祉課長	阪井世紀君
健康推進課長	長内京君
農林水産課長	小林和仁君
建設水道課長	平田大輔君

会 計 管 理 者	杉	村	彰	君
国保病院事務局長	手	塚	清 人	君
総務課長補佐	尾	野	裕 也	君
まちづくり推進課長補佐	稲	船	洋 志	君
財政課長補佐	中	山	康 春	君
税務課長補佐	長	内	解 人	君
町民課長補佐	黒	澤	美 知 子	君
福祉課長補佐	古	守	亜 実	君
福祉課長補佐	栗	谷	一 樹	君
福祉課長補佐	水	野	万 寿 夫	君
地域包括支援センター所長	今	川	勇 吾	君
健康推進課長補佐	垣	本	利 子	君
農林水産課長補佐	井	村	裕 行	君
農林水産課長補佐	伊	藤	哲 史	君
農林水産課長補佐	斉	藤	真	君
建設水道課長補佐	高	橋	真 一	君
建設水道課長補佐	鈴	木	涼 平	君
出 納 室 次 長	小	林	朱 央	君
国保病院事務局次長	竹	内	亜 希 子	君
総 務 課 主 幹	又	村	智	君
まちづくり推進課主幹	西	田	幸 恵	君
町 民 課 主 幹	三	浦	三 津 枝	君
福 祉 課 主 幹	平	田	慎 太 郎	君
地域包括支援センター副所長	大 久	保	麻 未	君
地域包括支援センター副所長	田	畑	貴 子	君
総 務 係 長	竹	内	佑 輔	君
まちづくり推進係長	栗	城	惇 史	君
商工労働観光係長	山	崎	英 人	君
財 政 係 長	高	森	直 也	君

《瀬棚支所》

支 所 長	浜	高	正 明	君
養護老人ホーム三杉荘所長	近	藤	智 博	君
次 長	山	本	亨	君
主 幹	稲	船	奈 穂 子	君

《大成支所》

支 所 長	奥	村	大 樹	君
-------	---	---	-----	---

次 長 油 谷 好 彦 君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 古 畑 英 規 君
次 長 斉 藤 哲 章 君
次 長 尾 野 真 也 君
主 幹 藤 谷 希 君
給食センター学校給食係長 伏 見 尚 志 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 西 田 良 子 君
次 長 松 林 功 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長 高 橋 純 君
書 記 次 長 尾 野 裕 也 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 上 野 朋 広 君
次 長 松 原 孝 樹 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 上 野 朋 広 君
次 長 松 原 孝 樹 君
主 事 神 野 翔 亜 君

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（平澤 等君） 皆さんおはようございます。

菅原議員より遅刻の届け出があります。ただ今の出席議員10名で定足数に達しておりますので令和8年第2回せたな町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（平澤 等君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（平澤 等君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において1番、石原広務議員、2番、桝田道廣議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（平澤 等君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日と明日の2日間といたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日と明日の2日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（平澤 等君） 日程第3、諸般の報告についてはお手元に配付したとおりでございます。

◎日程第4 行政報告

○議長（平澤 等君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がございますのでこれを許します。

町長。

○町長（河原泰平君） それでは行政報告をさせていただきます。

手元の資料1ページをお開きください。北部桧山衛生センター組合における渡島廃棄物処理広域連合クリーンおしまの火災発生に伴う支援についてご報告申し上げます。北部桧山衛生センタ

一組合における渡島廃棄物処理広域連合クリーンおしまの火災発生に伴う支援についてご報告いたします。令和8年4月29日早朝、北斗市にある渡島廃棄物処理広域連合が運営するごみ焼却処理施設クリーンおしまにおいて火災が発生いたしました。被害状況としましては、管理棟の中央制御室やクレーン操作室など施設全体が熱や煤煙により甚大な被害を受けており、現在も詳細な調査と復旧費用の算出が進められておりますが、施設再稼働の目途が立てられない状況であります。この事態を受け同広域連合から北部桧山衛生センター組合に対し、廃棄物の受け入れに関する支援要請があり、当組合としましては5月15日から構成町内の廃棄物処理に大きく影響が出ない範囲で、現在のところ1日当たり最大6トンの一般可燃廃棄物を受け入れておりますのでご報告いたします。

続きまして次のページでございます。せたな町緊急銃猟対応マニュアルの策定についてでございます。令和7年9月1日に施行されました改正鳥獣保護管理法により、人の日常生活圏にヒグマが出没した際、安全等を確保した条件の下で市町村が委託した者による銃猟を可能とする緊急銃猟制度が創設されました。当町といたしましても、この緊急銃猟制度に対応するため先般、北檜山有害鳥獣駆除協力会、瀬棚ハンタークラブ、せたな警察署及び檜山振興局担当職員と対応マニュアル策定に向け、緊急銃猟を実施する場所、緊急性、実施方法や安全性の確保、また駆除に必要な物品等の協議を行いこの度対応マニュアルの策定に至ったものでございます。緊急銃猟は人的被害が絶対に起こらない上での実施となりますが、緊急銃猟が必要と判断した際には、北檜山有害鳥獣駆除協力会、瀬棚ハンタークラブ、せたな警察署等の関係機関と十分に協力し、対応マニュアルに沿って安全第一で運用していきたいと考えております。なお町ホームページに対応マニュアルを掲載し町民等への周知を図っていきたいと考えております。

続きまして令和7年度各会計決算状況について報告いたします。令和7年度各会計決算状況についてでございますが、一般会計のほか特別会計4会計と公営企業である簡易水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計の合わせて8会計であります。

はじめに一般会計では、執行率は、歳入が99.61%、歳出は96.61%となる見込みであります。歳入歳出差引では2億9,751万5,020円となり、翌年度に繰り越すべき財源として物価高対応子育て応援手当支給事業ほか4事業に係る1,407万7,000円を令和8年度に繰り越します。実質収支額は2億8,343万8,020円となります。基金条例第4条第2項の規定により、この額から2分の1を下らない額を財政調整基金に積み立てすることとなりますので1億4,343万8,020円を基金に積み立て残り1億4,000万円を令和8年度に繰り越すこととしたものであります。各特別会計の実質収支額については記載の金額となっております。すべて翌年度に繰り越すこととしたものであります。

次に公営企業である簡易水道事業会計では、収益的収支では180万1,622円の純損失を見込んでおります。資本的収支につきましては、建設改良費、企業債償還金などを支出した結果6,123万7,188円の不足となり、この額については当年度消費税等資本的収支調整額、引継金、収益的収入に充当する企業債に係る額及び損益勘定留保資金で補てんすることとなりました。また下水道事業会計では収益的収支では2,691万6,951円の純利益を見込んでお

ります。資本的収支につきましては、建設改良費、企業債償還金などを支出した結果73万1,037円の黒字となりました。

最後に病院事業会計では、収益的収支では合計1,031万5,525円の純利益を見込んでおります。資本的収支につきましては、建設改良費、企業債償還金などを支出した結果1,145万4,752円の不足となり、この額については損益勘定留保資金で補てんすることとなりました。

説明は以上であります。

なお4番工事発注状況並びに5番町長、副町長の動向につきましてはお手元の資料のとおりとなります。

以上で行政報告を終わります。

○議長（平澤 等君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（平澤 等君） 日程第5、一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されていますとおり、質問答弁は簡明簡潔にするようお願いいたします。

それでは通告順により発言を許します。

5番、横山一康議員。

○5番（横山一康君） それでは質問させていただきたいと思います。ふるさと納税の現状とこれからの展望について町長をお願いいたします。

ふるさと納税制度は、ふるさとやお世話になった地方団体に感謝し、若しくは応援する気持ちを伝え、または税の使い途を自らの意思で決めることを可能とする。このような趣旨のもと2008年に創設されました。納税先を自分で決めることにより、ふるさとや愛着のある地域への関心が高まり、返礼品を通じて地域資源を活用し地域の活性化を図るなど評価があります。ただ一方、この返礼品競争が過熱して返礼品ありきの納税になるなど弊害も指摘されている事実があります。総務省の報告によりますと全国の令和6年度の納税受入額はなんと1兆2,727億円、受入件数は5,878万件と利用実績が増加し返礼品の市場規模も拡大している現実があります。

我が町せたな町では制度の運用を2015年からはじめ2023年には4億円を超える寄附額がありました。令和6年からは更なる制度の運用向上を目指し寄附者へのサービス向上、販路拡大による地域活性化、寄附金の増加などを目的にふるさと納税業務の主要業務を民間委託しました。ふるさと納税制度については功罪様々な面が指摘されていますが、現状を考えると自主財源として重要なものだと認識しております。今後の展開について以下の点について町長のご意見をお伺いしたいと思います。

①制度開始から令和7年度までの実績と主な返礼品の動向についてお聞きしたいと思います。

②これまでの評価とその課題についてお伺いいたします。

③ふるさと納税推進事業代行業務の効果とその課題をお伺いしたいと思います。

④これからの制度運用における町長の戦略方針、いこれは町長の戦略をどうお考えになってる
かしっかりお答え願いたいと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（河原泰平君） それでは横山議員の1問目ご質問にお答えします。

1点目ですが、せたな町のふるさと納税の取組は平成27年度から開始し、全国の皆様から多くのご支援をいただいております。平成27年度の開始当初は5,345件、7,470万円の寄附でありましたが、令和5年度では25,762件、4億1,233万3,000円と過去最高の寄附額でありました。これまで11年間で153,718件、22億1,630万円のご支援をいただいております。返礼品の動向については、近年はいくら、スルメなどの海産物が返礼品の主力返礼品であります。昨年度はお米の返礼品の注文が多い状況でありました。

2点目ですが、これまでの評価としては、自主財源の確保という点では一定の成果を上げており、地域経済の活性化にも貢献できるものと評価しております。ただ主力返礼品の海産物の漁獲により寄附額が大きく左右されていると判断しております。課題としては、本町の地域資源を最大限活用はしているものの限りがあるため、引き続き新たな返礼品の発掘や事業者への啓発に努め、返礼品競争に対応するためせたな町の魅力発信や寄附者への細やかな対応が求められていると思っております。

3点目ですが、令和6年度から寄附者へのサービス向上、販路拡大による地域活性化、そして寄附金の増加を目的として、納税推進事業代行業務を民間委託したものでございます。委託により取組事業者件数12件、地元産品53種類、掲載ポータルサイト数6件の増加となり、併せて寄附者からの問い合わせ対応の効率化が図られ寄附額の確保に繋がっているものと判断しております。課題としては、寄附額の増加に繋がるよう本町における戦略展開が課題であり、今後もさらなる委託事業者との連携を一層強化し、返礼品の発掘、返礼品ページの魅力向上など広告宣伝活動の強化を図るなど、また寄附者ニーズの多様化に対応するため定期便の返礼品など充実を図る必要があると考えております。

4点目ですが、ふるさと納税制度は本町にとって地域資源の活用、地域経済の活性化、そして本町の魅力発信という効果をもたらす制度であると思っております。そのためにも、町内一次産業の発展、町の魅力の発信、地域おこし協力隊の活用、特産品の磨き上げ、また物に頼らない体験型メニューの創設などを行いこの制度を最大限活用して本町の更なる発展に繋がるよう制度運用を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 横山議員。

○5番（横山一康君） ただいま町長のほうから、これまでの受入れ実績、件数と金額を述べていただきましたが、皆さん今日いる議員の方々とも議論を共有していきたいと思いますので、私は資料持っているんですけど、これと同じような資料を議長もしよろしければ、お配りしていただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（平澤 等君） 資料配付のため暫時休憩いたします。

休憩 午前１０時１７分

再開 午前１０時１８分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

横山議員。

○５番（横山一康君） 大変細かい資料を町のほうで作っていただいております。先ほど町長の答弁の中でもありましたけど、我が町では国が制度を運用してから７年後の平成２７年にふるさと納税の運用を開始いたしました。最初５，３４５件で７，４４７万円のご寄附があったという資料であります。これ右側に皆さん見ていただければわかるんですけど、グラフが表示してあります。青い棒グラフが納税件数です。何件あったか、赤い折れ線グラフが納税金額となっています。運用開始から３年間、平成２９年まではものすごい右肩上がり伸びていっています。それが平成３０年には一度ガクッと落ちます。この辺の理由、町長わかりましたらあとで答弁の中で答え願えればと思うんですが、なぜ平成３０年下がってるか。そのあとずっと低迷が続きまして、令和４年少し上向いて、令和５年に先ほど町長の答弁もありましたが、令和５年には２万５，７６２件、４億１，３３３万円という過去最大の受入額件数が出ています。ただそのあとどんどん低迷しまして、令和７年では６，５６３件、寄附金額が１億６，０１８万１，０００円となっております。これ平成２７年が５，３４５件ですから去年は６，５６３件ということで、運用当初にやや近い形に戻っているということ。あとこれかなりグラフの凸凹があるせたな町の現状ではないかなと思います。それで一方、国の状況、私今日総務省が発表しているふるさと納税の受入額と受入件数、町のこのグラフと同じような総務省の資料がこれはホームページに出ますんで、これを見てみますと総務省、全国ではどうなのかと見ると、当然見てらっしゃるかと思うんですけど、だんだん制度が運用し始まってから右肩上がりなんです。先ほど私、申しましたように１兆円を超える寄附金額、これちょっと１兆円というのは信じられないぐらいの寄附で、コマーシャルなんか見るとかなりいろいろなところで年末なんかになるとコマーシャルがされているということで、国民に周知されている制度だなというふうに思います。ただせたな町は国のトレンド、右肩上がりのトレンドではなくてせたな町はかなり凸凹があって今ジョットコースターが下がるように、受入れ件数も寄附金額も下がっているということ、ここは町長と認識一緒にできますよね。こういう状況だということです。それで町は寄附金額を増やさなきゃいけないということで、令和４年に地域おこし協力隊で職員採用して、まちづくり推進課の中にいていただいて、専任でふるさと納税の業務を担当していただいて、その頃から少しずつ上向きになってると思うんです。令和５年いろいろな好条件が加わってかつてない４億円を超える寄附金額があったというふうになっております。そこでちょっとここから再質問の本題に入っていくんですが、今協力隊を入れて寄附金が増えるように頑張った。そのあと中間業者といっておきますか。中間事業者を導入している。令和６年７年と中間事業者が入ってやっているんですが、これ皆さん見てわか

るように令和6年、7年これは納税件数も納税額も右肩下がりに下がっているというふうな状況になっております。これは本来であればもっと右肩上がりになる予定でそのような中間業者を採用したと思うんですが、これは思うようになってないんじゃないかなと思うんですが、この原因ですが、詳細な分析、なぜこれ右肩下がりになっているのか、この辺の分析どのようにやっているのか。その分析結果あるなら示していただきたいですし、もし詳細な分析をしてないというのであればしてないというふうなお答えをいただきたいと思います。そしてなぜ私ここをこのような再質問をするかという、町の計画ものいろいろ見させていただいてるんですが、これは今年新たに改定された過疎計画です。過疎計画の12ページには移住定住のところなんですけど、ふるさと納税の効果的な活用をするというふうなことを過疎計画にうたっています。そして昨年策定されましたデジタル都市国家構想総合戦略、これの14ページには、ふるさと納税の効果的な活用と、これは新たにこのデジタル田園都市国家構想総合戦略には書き込まれてます。このデジタル田園都市国家構想の中ではKPIも示されてるんです。令和6年度現状では2億円なものを令和11年、5年後には3億円に持っていくよというふうなかなり野心的な目標値が設定されておりますので、ここ3億円まで持っていくと言っているところが昨年ベースでは1億6,000万円というふうになっておりますので、どのような分析をしているのか、しっかりとここは答え願いたいと思います。あともう1点お聞きしておきたいんですが、町は令和6年4月から中間事業者に業務委託してます。業務委託してるこれの効果なんですけど、8項目委託内容が書いてあるんです。どういう事業をやるか。ポータルサイトの管理に関する業務ですとか、ふるさと納税に係る寄附金申込みの受付、寄附金データの管理に関する業務ですとか8項目あるんです。この中に新たにこのような項目が設定されてるんです。新たな返礼品開発及び事業者の新規開拓に関する業務、これは今までなかった業務を新たに中間事業者を置くことによって新しくその中間事業者にやっていただく業務として、これ中身見てみますと返礼品を充実させるため新たな返礼品の開拓を積極的に行い町に対して提案していただくよというふうなこと。先ほど町長答弁してましたけど、返礼品に関しては特産品にならず、体験型プラン等の多様な提案を積極的に実施、このようなことを読んでいただければわかると思うんですけども、こういうふうなことで中間事業者に委託してるんです。このあたりなかなかもう2年間1期終わりましたよね委託は。令和6年、7年ということで今年から再委託になっていたと思うんです私は。これ見ると業務委託期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までというふうに、これは総務厚生常任委員会、令和5年12月1日に出された資料なんです。これを基に私はお話してます。これでは2年間の業務期間になってるというふうに書いてあります。もし間違ってたならそこは、1年間ですかごめんなさい。ありがとうございます。ご指摘ありがとうございます。1年間。また今年もやってることによって理解させていただきます。これだけ令和6年からもう今3年目に入ってるということで、この辺の今私がお示した新しい事業、新たな返礼品開発ですとか、体験プランだとか、返礼品の磨き上げ、このようなことをどこら辺まで今進んでいるのか、その辺りこの再質問のところで答え願いたいなと思います。あともう1点、これ委託料、寄附金額の5%というふうに書いてあるんですけど、このあたり5%、私が聞くところによると普通はもっと高い数十パーセン

トあるよっていうふうな情報も耳にしますが、このあたりはその中間事業者とのやり取りの中で適正なのかどうなのか、ここもちょっとお答え願えればと思います。

以上3点よろしくお願いします。

○議長（平澤 等君） 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時31分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

河原町長。

○町長（河原泰平君） すみません調整のためにお時間いただきましてありがとうございました。まず最初のご質問のピークの下がりの2つの原因についてお答えいたします。まず平成29年のほう、こちらにつきましては制度の改正がありまして返礼品の寄附額に占める割合の変更により、その部分で返礼品の価値が上がったということで下がっているものとして分析しております。令和5年から6年にかけてのこの下がりでございますが、この5年の上がり具合につきましては、イクラの返礼品に対する需要が高く、またこれを用意できた。豊漁ということで用意できたこともあり、その部分の業者からの提供、提供というか出品もございまして、それによる特需という形で捉えています。残念ながら先ほど1問目でもご回答いたしましたとおり、水産物については天候に左右される、その部分もございまして、その関係で残念ながら翌年は下がったものというふうに分析しております。

続きまして委託期間のほう先に申し上げます。委託期間につきましては、まず令和6年度契約いたしまして1年間実施、7年度から9年度にかけて今3年間の契約で動いていただいております。こちらにつきましては第一問でも申し上げましたとおり、業務の効率化や返礼品の発掘、そういったことの活用で委託して動いていただいております。またさらに新たなこの下がり具合の部分に補うために新たな返礼品の開拓や物品の開発、そういった助言それも含めて業務として付け加えさせていただいたところでございます。過疎計画デジタル田園計画につきましては、ふるさと納税の効果的活用というところはこの移住関係も含め、このふるさと納税を活用した中で人口対策も含め進めていきたい。そういったことで計画しているところでございます。そういう形で何とかふるさと納税の落ち込みを磨き上げを含め、また体験事業につきましては今年度、業者からの提案も含め、ごめんなさい。まだちょっとそれを企画しているというふうに聞いております。今後、他市町村の事業の中にも当然体験事業というものもありまして、そういうのも活用していきたいそう考えております。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 委託料の5%については。

河原町長。

○町長（河原泰平君） 申し訳ありません。委託料の割合について申し述べます。5%っていう

ものは基本的には妥当なもの、全国的にはそういう形をとってるということで考えております。

以上です。

○議長（平澤 等君） 横山議員。

○5番（横山一康君） 再々質問に入りたいんですけど、私再質問の1つ目で詳細な分析、下がってるのを詳細に分析してるかどうかというふうな、細かく具体的に分析しているのであればお答え願いたいというふうなことだったんです。それはわかるんです。令和5年はイクラ需要があって豊漁だった、いろんな特需があったというふうなこと。その程度なら今私もわかるんですが、それよりさらに詳細なことがもししてるのであればお答え願いたいですし、してないのであればしてないというお答えいただければなと思います。あと中間事業者、代行事業者にお願いしているこの体験プランは今検討中だとおっしゃいましたけど、返礼品の磨き上げですとか、新たな返礼品のことについて進捗状況をお願いしてたんですけど、そこを私はお答えになっていただけてないなと思いますので、そこをもう少し詳しく、これちょっと補充という形でお願いしたいと思います。

○議長（平澤 等君） ただいまの質問は答弁に至っていないということでカウントいたしませんので、河原町長、今の2点についての答弁をお願いいたします。

河原町長。

○町長（河原泰平君） それでは補充の答弁させていただきます。イクラの需要で伸びたというところではございますが、それで下がっていった理由というものは当然不漁の部分もあるんですが、イクラの価格が2倍になった。倍以上になったということで寄附額の上昇によってイクラの部分の需要の部分、またそれを供給する部分、両方の部分で困難になってたということがまず一つでございます。そのあとウニ等についても漁期開始後急激に価格が上がるということで、基本的にこのふるさと納税の返礼品につきましては10月頃にその価格を決めて動く、ところが予約してウニの漁期になったときにその価格が相場によって上昇していく。そういったこともあって事業者が損する可能性もある、損失を出す可能性もある。そういったこともあって安定していかない、そういった理由も分析しております。また返礼品で人気のあるチーズにつきまして、令和7年度につきましては製造逼迫ということで提供ができなかった。そういったこともあり様々な理由で減ったというふうに分析しております。どのように繋げていくかということでございますが、先ほどのポータルサイトの活用とか、在庫管理調整をさらにやっていただく、開発についても繋げていく、新たな返礼品を求めていく、そういう形で現在進めていただいております。体験事業につきましてはこれからではございますが、そういった形で進めてまいりたいと考えてます。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 横山議員。

○5番（横山一康君） わかりました。わかりましたと言っておきます。

では再々質問に移らせていただきます。分析結果、產品ごとにいろいろやっていただいていることは理解しました。やはりなかなかこの相場によって値段が変わっていくものっていうのは返礼品にするのは非常に難しいんだろうなと思います。誰かがリスクを取らなきゃいけないと

いうふうなことになる、なかなか生産者、事業者のほうはリスク取れないですし、それを中間事業者がリスクを背負うのかと、これもまた違うと思いますし、じゃ誰がそのリスクをとるのかというふうなこと。これは町が政策であるのであれば、町はある程度その辺をうまく緩衝地帯として役割を果たしていく、このような考え方も一つあるのかなと。このふるさと納税増やすっていう意味であればそういうようなことも考えられるのかなと思いますので、一応そこについてはご提案させていただきたいと思います。

では再々質問に入らせていただきたいと思います。私最初の質問の④のところで制度運用にあたっての町長の戦略を問うというようにお願いしましたが、町長の戦略っていうのは、私ちょっとよくわからなかった。せたなの魅力を発信するですか、体験メニューというのもその中でありました。そういうふうなこと。そういうこと、私が聞きたかったのは戦略ですから、どのようにこの制度を運用していくのか、もっと骨太のものを聞きたかったんです。戦略、町長どのように戦略っていうのを認識されているのかということなんですけど、私戦略っていうのは、大きな目標があります。目標に向かってどのように町長自身がお考えになっているのか、今回の場合はデジタル田園都市国家構想総合戦略の中では3億円、令和11年に3億円だよというふうな目標を掲げています。ここに向かってどのようなアプローチをしていくのか、そのようなことをお聞きしたかったんですけど、そこはちょっとお聞きできなかったのここで1回しっかり再々質問の中でお聞きしていきたいと思います。それで今再質問の中で町長とのお話の中でサケやイクラというのは豊漁ですか不漁の差があり過ぎる。ウニは相場がうまくつかめない。チーズはなかなか製造が逼迫している、このようなことをおっしゃってました。せたな町の特徴というのは、実は私そういうところにあるんじゃないかなっていうふうに思うんです。水産物は豊漁、不漁の差がある。農産物は、なかなかこれ生産が思うようにできない。このようなせたな町の特産品の特徴というか、生産の特徴がある。こういうところをしっかりと現状認識していかなければいけないのかと思います。それで私いつも気になるんです。これ町長の今年の執行方針なんです。ちょっと抜粋して読ませていただきます。執行方針の中にこのように書いてあるんです。一次産業の基盤強化の推進を図るとともに、行財政体制の見直しの検討を行いながら地域経済の循環による活性化や、ここからです。ふるさと納税、企業版ふるさと納税を最大限活用したさらなる財源確保に努める。このように町長はおっしゃってます。それともう1点です。菅原副議長が3月に一般質問されてます。これの答弁です。このときも菅原副議長の質問に対して協力隊を誘致して、そこから新たなブランドを創出して寄附金額を増加していくよというようなこと。このような目標は描いてるんですけど、それに向かっていく明確な戦略っていうか、その道筋が見えてこないんです。先ほど私再々質問の冒頭で申しましたように、せたな町の一次産業、産品、特産品というのはかなり生産量にぶれがあるということ、一つの特徴なんです。せたな町には大規模な加工場というのが非常に少ない。あるのはあるんですけど大規模なところは少ない、こういう生産量が小ロットで大規模な加工場がないというマイナス面があるというようなことをひとつしっかり認識していただきたいと思います。というのはこれマイナス面、供給力、ふるさと納税で出したくても供給に制限がある。そのような特徴を持った町だよということを認識しておかなきゃ

いけないのかなと思います。ただこれ逆に今度じゃプラス面は何なのかなと思ひまして、私せたな町のふるさと納税のサイトとか見させていただきました。そうすると農産物の中でもチーズとかありますよね。先ほど生産が逼迫していると言いましたけどチーズがあったり、アイスクリームも1社だけではないです。ヨーグルトも1社だけではないです。あと食肉加工品これも新しい事業者ができてますし、そういうようなところがあるんです。そういうところをよくよく見てみますと共通するのはやはり手作りです。手作りですとか、その事業所が持っているこだわり、こういうものが非常に強く出た。こういうような産品がせたな町はあるので、こういうプラスの面も持っている地帯だと思いますので、私は先ほどから町長の答弁をお聞きしていますと、何とか事業者を増やしていきたいですとか、量を増やしていきたいようなお話ししてはいますが、むしろ私はロットを増やしていくですとか、加工場のこと云々よりも、この手作り感ですとか、こだわり感、こういうものを伸ばしていくこのような戦略っていうのは、せたな町の現状を考えたときに必要なのではないかなと思います。今年10月にまた制度が変わります。経費率が10%削減されるんですか。となると利用者の魅力、今までと同じお金を出しても返礼品の量が少なくなったり、ロットが小さくなったりというふうなことがあるので、利用者の魅力が少しずつ失われていく、非常に厳しいふるさと納税の外的要因もあるというふうなことを考えると、しっかりここはもう一度、これ11年やって12年目になるんですから、ふるさと納税の町の戦略っていうのを改めて考える時期に来てると思いますので、せたな町の現状、大規模な流通にはなかなか流せないよというところ、でもプラス面として手作り感、こだわり感のある事業者がたくさんいる地帯なんだよ、こういうものをしっかり打ち出していく、このような戦略で私は今後いったらどうなのかなというふうにご提案申し上げたいなと思いますが、町長は、このような提案についてどのようなお考えを持っているか、最後お聞かせいただければと思います。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 横山議員の再々質問にお答えいたします。議員おっしゃられるとおり手作り感っていうのは注目される大きな一つの要素だと考えております。確かに供給力は少ないかもしれませんが、逆に今地域おこし協力隊もどんどん卒業して新たにピザだとか、キムチだとか、そういったものの製造にチャレンジされていたりしています。そういった形を応援するのも含め、現在、都会における志向というものは、そういう自然志向、ナチュラル志向も強いと感じております。そういった中で何がナチュラルかといいますと、例えば無添加や有機農水産物そういったものも大きな当町の売りの一つと考えております。そういったものの活用も含めまして少量ロットながらも集めていく、またそれによって事業者を応援していく形、そういう形は考えていきたいと考えております。当然小さなロットだけではなく、まだまだ出せるロットのものがあります。例えば当町はこの渡島半島の中では米どころとして数えられてるわけですから、ここをきちんとお米も供給できるそういった形も含めて、大ロット、小ロット組み合わせる形でふるさと納税、またものに頼らず体験型も含め、例えば当町は道南最高法の狩場山、またその次点に繋がる遊楽岳等山ございます。こういった登山会とかも含め登山案内ができるなど、そういったメニュー、これしかないってわけじゃないんですが、こういったものも含めて考えていく、荻野吟

子の史跡ツアー、そういったものも含めて体験事業も一つ考えていきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） ただいまより 11 時まで休憩いたします。

休憩 午前 10 時 51 分

再開 午前 11 時 00 分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

熊野議員より早退の届出がございます。

一般質問を続けます。

先ほど横山一康議員の 1 問目の質問が終わりましたので 2 問目の質問を許します。

横山議員。

○5 番（横山一康君） それでは 2 問目の質問に入らせていただきたいと思います。2025 年国勢調査速報集計結果の所見について町長にお伺いしたいと思います。5 年に一度実施される国勢調査の速報値が先月公表されました。国勢調査は国の政策立案実施において特に重要な基幹統計で、その結果は今後の地方交付税交付金の算定根拠や福祉施策、防災施策の多くの政策を策定する上での基礎資料となるものです。せたな町においては 2010 年の調査では 9,590 人、2015 年では 8,473 人、前回 2020 年は 7,398 人、そして今回は 6,371 人となっています。減少率は前回から 13.9%の減少となり、町が合併して以来最大の減少率となっています。様々な人口減少対策を実行していますが依然として人口減少は鈍化していません。さらに改訂されたせたな町人口ビジョンの将来人口推計よりも 100 名以上人口が減少しており、より深刻な人口減少が進んでいることも伺えます。今回の速報値は人口減少が想定以上のスピードで進んでいることを裏付けるものとなりました。町長はこの結果をどのように受け止め今後のまちづくりを進めるのか以下の点について所見を伺います。

①人口減少スピードの認識とその主な原因について伺います。

②2024 年 4 月に人口戦略会議が公表した報告書では 2050 年までに 20 歳から 39 歳までの若年女性が 50%以上減少する恐れがある消滅可能性自治体に再びせたな町が挙げられています。このことへの町長のご所見をお伺いしたいと思います。

③今年度から策定が始まった第 3 次せたな町総合計画にこの速報値の結果をどのように反映するのかお伺いたします。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（河原泰平君） それでは横山議員の 2 問目のご質問にお答えいたします。

今回、公表された国勢調査速報値において、せたな町の人口は 6,371 人となり、前回調査から 1,027 人、率にして 13.9%減少いたしました。この調査結果につきましては、町としても大変重く受け止めているところであります。

1点目の質問ですが、人口減少は全国的な課題ではありますが、本町においては少子高齢化の進行に伴う自然減が大きく出生数が死亡数を大きく下回る状況が長年続いております。また進学や就職を契機とした若者の町外流出が続いており、生産年齢人口の減少がさらに出生数の減少に繋がっているものと判断しております。町もこれまで移住、定住対策、地域おこし協力隊の活用、子育て支援策の充実に図り取り組んで参りましたが人口減少の鈍化をさせるまでに至っていないのが現状であります。

2点目ですが、2024年4月に人口戦略会議が公表した報告書において、本町が再び消滅可能性自治体として挙げられたことに対しては、将来にわたり地域の持続可能性に対する強い警鐘であると認識しております。町としては、この分析結果を真摯に受け止め若年層、特に若年女性が当町で安心して子育てができ、将来にわたって希望をもって暮らせる環境を整備することが喫緊の課題ではありますが、近年は退職後65歳以上の方の町外への流出も見てとれるのを認識しております。

3点目ですが、現行の第2次せたな町総合計画においても、人口減少対策は重要な柱の一つとして位置づけてまいりましたが、次期計画においても重要な柱の一つとなります。第3次せたな町総合計画策定にあたっては、今後、各世代、各層の町民の皆さまのご意見を幅広くお伺いする機会を設け、持続可能な地域の実現に向け魅力あるまちづくりを目指し実効性のある計画を策定してまいります。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 横山議員。

○5番（横山一康君） それでは再質問させていただきたいと思います。これ町民の方、多分ほとんどの方がご存じだと思うんですが、この消滅可能性自治体、これ実は2014年もうこの人口戦略会議の前の組織のときから、せたな町はこのような危険があるよというふうなことで公表されていて、今回2024年改めて消滅可能性自治体だということが公表されています。私この消滅可能性自治体、この言い方っていうのは非常に失礼って言ったら有識者の人にこっちが失礼になってしまうんですけど、私たちはここでも消滅可能性自治体と言われても、しっかり生きてるんでありますから、そのような言い方っていうのはいかがなのかなというふうに思うんですが、ただやっぱりこれは真摯に受け止めるべきことかと思います。ただこの消滅可能性自治体ということで思考停止してしまってもう何をやってもこの町はもうダメなんだと、このようなイメージだけは私、町民の皆さんに持っていただきたくないですし、ここにいる役場職員の皆さん、理事者、私たち議員もこのようなことで諦める思考にならないで、この自治体せたな町というのは未来永劫しっかり続けていくんだと。このような気概を持ってまちづくりに励んでいきたいなというふうに今質問作って改めて感じている次第です。ただ客観的に冷静に見ると先ほど町長が分析していただいておりますこの町、全国的に人口減少だというふうなことが大前提にあります。この町は出生数より死亡数のほうが上回るということで出生数が少ないよということ。あと社会減として若者がどんどん町外に流出していくということ、こういうような課題があるよというふうな分析、だからなかなかいろんな手を打っても難しいんだということでもあります。それはそれ

で納得できるとこなんですけど。町長、私今日この地方消滅2という本を持ってきたんですけど、これが今回の私のこの消滅自治体可能性自治体の基となる本なんです。この人口戦略会議が作ったレポートを一つの本にまとめてあるもんなんですけど、これ町長お読みになられましたか。見てないですかまだ。これ全国1, 729自治体がどういような状況なのかなというふうなことで、せたな町もきちっとその中に入ってるんです。この人口戦略会議っていうのはこの人口消滅可能性都市を9つに分類してるんです。せたな町はどういう現状かといいますと、今後やらなければいけないこと。自然減対策です。これは当然やらなきゃいけない作業、少子化対策どうするかということをやる必要があります。それ以上にもっと重要なのが、この人口戦略会議の分析ですが、社会減対策は極めて重要これは人口流出防止とか移住定住対策をさらに促進させることが極めて重要だよというふうにこの人口戦略会議は分析しております。ですからこれどうぞ一読していただいて、今後の参考にさせていただきたいなと思います。それでそのような自然減対策が当然、今までもやっていますし、社会減対策もやってるんです。また先ほどのデジタル田園都市国家構想総合戦略せたな町版、これの前の1番最初に基となったのは、せたな町総合戦略です。これ平成28年に策定されてるやつ。今だからこのデジタル田園都市これで3次の計画なんです。もう10年以上この自然減対策、社会減対策ずっとせたな町はやっているんです。やってもなかなか結果が出ていないというのが今の現状なんです。それでこれ町民課に私調べていただきました。出生数、過去5年調べていただきました。令和3年から言います。令和3年が町全体で35名、令和4年が22名、令和5年が22名、令和6年が22名、令和7年、昨年は14名まで減っています。これ3区合わせてこのような状況になってますので、やっぱり自然減は止まっていないというふうな感じです。それでこういうような現状がある。そこで町長に再質問させていただきたいんですが、今私が述べました自然減対策に加えて社会減対策、若者の人口流出防止、そして入ってくる人を促進させるために、これが極めて重要だというふうなことがこの地方消滅2に書かれております。このことに対して町長はどのように感じているかご所見をお伺いしたいことが1点と、もう1点この人口減少対策でこれまで10数年やってきておりますがなかなかこれは成果が出ていないとなりますと、今までと同じ流れではもうダメな時代に突入しているというふうに考えなければいけません。何か抜本的な考えがあるのであれば、まとまってなくてもおぼろげなものでも構わないんですが、今までと違った形で何かやろうというふうなお考えがあればそこをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 横山議員の再質問にお答えいたします。自然減対策だけではダメだと、社会減対策についてどう捉えるかということでございますが、自然減対策としましては確かにこれまで子育て支援等を含めて子供を産み育てやすいそういう政策を町としては継続してやってきたところです。ですがこの数字の結果のとおりただそれだけではダメ、結局は社会減の部分も当然しかり、それとどんどん特殊出生率の減少、全国的な特殊出生率の減少もあり今現在1.0というふうに伺ってます。それもあるのですが、その部分だけで理由にしてはならない、そうは考えております。その中で社会減対策をどのように進めていくかということになりますと、当然子

供を産み育てる世代のいかにこの町に定着させるかということが当然課題として浮かび上がってきます。そのためには産業の振興、雇用の場の確保が柱として次に出てくるもの、これが社会減対策の大きなものの一つというふうに捉えています。まずその所見として私はそのように捉えております。

続きまして同じ流れではダメだということですが、これまでいろんな対策を打ってきましたが、当然、時代に即した形で手を打っていかなければならないと考えております。いかにまず子育て世代を定着させていくかということですが、例えば産業担い手をいかに確保できるか、特に当町におきましては一次産業が盛んでございます。その一次産業の担い手確保を進めてきたところでございますが、例えば農業におきまして酪農家の担い手の継承は順調に進んで大変子育て世代の増加に繋がっていると私は捉えているのですが、残念ながら耕種農家の担い手確保が極めて少ないっていうか、ここ近年ない。その理由につきましては、まだ耕種農家については規模拡大の部分の志向が強いついていうのがあります。それで担い手に新たに継承する農地がないというのが一つ。逆に新規就農の志向としましては、大規模農家というよりもむしろ施設園芸作物というそういう志向が強いついて考えてます。ではそのマッチングをどうさせるか。そういう農地の分割時のマッチングを考えて新規就農施設、園芸に対する考え方も取り入れていかなければならないのではないかと考えています。これについては農業振興会議でも協議して各関係機関にこの研究を進めていただきたいと述べたところでございます。そのほかに協力隊の活用、これはずっと続いてますが今後も継続して、この町の支えていただける人たちを呼び込んでいきたい。さらにSDGsの関係ですが風力事業の工事並びにその建ったあとのメンテナンス事業、こういった自然エネルギー、新しい産業の活用による働き場の確保、これも大事な柱として据えていきたい、そのように考えてます。現在雑駁に考えてる部分は以上ですが、いろんな産業振興の考え方あると思いますのでそれは町内各町民とも議論しながら進めていきたいと考えてます。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 横山議員。

○5番（横山一康君） 抜本的対策ってなかなかこれだってわかってれば簡単なんです。そこは本当に町長もご苦労されてると思います。具体的にその担い手確保対策ということで酪農家に関しては少し入ってきてるというような実績もありますし、ただ耕種農家が少ないということでそこをどうにかしたいというふうなことで、私は考え方ってのは非常に共鳴するところありますので、そこは町、農協としっかりやっていただきたいなと思いますし、加えて農業だけでなくて漁業、林業というのもこの町の非常に大切な一次産業でありますので、そこはしっかりと横断的にやっていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。あと協力隊というようにことも今ご答弁の中でありました。これも私非常に重要なことだと思います。今年度から確か協力隊の募集と支援業務に関しては民間に委託して、予算委員会の中だったと思うんですけど、たしか常に15名ぐらいの協力隊がこの町で活動して卒業する人が5名ずつぐらい定着していくというふうになっていくと流入促進ということです。町外からしっかり町に入ってきてもらって町の活性化になっていただくということでありますので、この担い手対策、一次産業の担い手対策と協力

隊を活用した社会減対策というようなこと、これ産業対策と同時に人口減少対策の一つとしてもしっかりと位置づけていっていただきたいなというふうに思います。あとご答弁の中で一つ気になったことがあるんですけど、産み育てる世代の定着ってということで、若い方々の定着ということで産業振興ですとか、雇用の場の確保というようなことだったんですけど、これ町長、大変失礼な言い方で申し訳ないんですけど、ずっとこれは一次総合戦略から出てるんです。産業の振興と雇用の場の確保ということで、ただこれはなかなか具体的に成果が出ていないというふうな認識のもと、この産業振興と雇用の確保1番大事なことだと思います。ここを何かもっと河原町長のカラーを出して進めていっていただきたいなということをここで少し要望させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

再々質問に移らせていただきたいと思います。私今③のところで第三次総合戦略についてこの速報値の結果をどのように反映させていくのかというようなことでお伺いしたんですが、ここちょっと深めたいと思います。私は去年の第4回定例会、12月の定例会のときに河原町長の所見を聞いた中でスマートシュリンクと言う賢く縮むってというような考え方について少し議論したことあると思うんですがそこを覚えてらっしゃいますか。人口減少対策というのは当然必要なんですけど、ただこれはもう全国的な傾向でありますのでなかなかこれを留めるというのは難しいと思うんです。であつたらでは人口減少はあえて受け入れましょう、当然対策はするけど減っていくことは、そこは甘んじて受け入れる。その中でどのように受け入れていくか、そこがスマートシュリンクというような考え、賢く縮むという日本語で言うとそういうことなんですけど、これ調べてみると昨年、2025年全国知事会が11月にスマートシュリンクを人口減少対策の対応策とする、このような議論をしているそうです。あと少し事例をご紹介します。これ2024年3月7日ちょっと古いんですけど、北海道新聞の記事で持続可能な松前町計画ということで、松前町は2024年3月の時点でスマートシュリンクSXビジョンというのを作りまして、人口減少は受け入れるよということで、でもどうやって町民が幸せに暮らしていくかと、このような計画を立てて動いていますし、もう1点ご紹介しておきたいと思います。これ岡山県の美咲町という町があります。美しく咲く町です。これも合併町だそうです。これホームページを見てみますと、町長のメッセージというのがあるんです。町長のメッセージの中でこのように書いてあります。人口減少を見据え全国的に町の在り方を人の在り方に合わせていく、賢く収縮する町、まちづくりスマートシュリンクを戦略的に進めていく、このように書いてあります。このように知事会、あと市町村の中でもスマートシュリンク、人口減少をしっかりと受け止めて町を造り変えていく、このような考え方を持ってまちづくりをしている先進的なところがあるということです。それで先ほど町長のご答弁の中で第三次総合戦略の中では、各世代の人たちに集まってもらっていろんな意見を聞くということをおっしゃってましたが、その中で私はベースにあるのが、やはりこの人口減少というのをしっかりと受け止めた上でいろんなこの計画を作っていく、このような考え方で第三次の計画を策定していただきたいと思っています。この第2次計画を開いてみても基本構想というのがあるんです。まず将来像、この町10年後どういうふうに描くか、その次に将来人口ということで記載されております。人口問題っていうのは、やはりまちづくりの

中では1番大切な問題、ここからいろんな各政策、施策が生まれていくと思いますので、その将来人口というのをしっかり見据えた上で計画を立てていく。そのために第三次計画の中では、今回この2025年にあった国勢調査の内容をしっかりと受け止めていただきたいと思います。それでもう1回元に戻しますが、スマートシュリンク私事例も何点かご紹介させていただきました。このような考え方を持って町長は第三次計画を立てていただけるかなというふうなことをしっかりと聞いておきたいと思います。今、昔ながらの昭和型のモデル、人口が増加して経済が拡大していくと、このようなものを目指していく計画というのは既にもう時代遅れであります。今からは町民一人一人のウェルビーイングと今言いますよね。体ですとか、精神、あと社会的な幸福度、満足度を最大に高める町民一人一人の目線に立ったウェルビーイングというものを、この人口減少対策とウェルビーイングという概念を三次計画の根底に流れる概念として流していただくお考えはあるかどうか最後にお答え願いたいと思います。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 横山議員の再々質問にお答えいたします。今スマートシュリンクの話が出ました。スマートシュリンク賢い縮小ということでございます。確かに今の人口減の部分を見たときにいろいろ縮小していくという発想がまず優先されていってしまう。そこは確かにございます。このスマートシュリンクの一般的な中身を見せてみても公共施設の統廃合っていうのもあります。そういったサービスの統合そういうのもあります。ただ議員おっしゃられるとおりウェルビーイングいかにそれを保っていくか、町民の生活快適度それをいかに保っていくか、その部分は大事な要素と私も認識しております。その中で行政効率、DXデジタル化の推進だとか、そういうのも入ってきます。ただ人口減をそのまま迎えていくのではなくて人口減の中身をどう変えていくか、その部分が私も重要だと考えております。先ほどもちょっと具体的にしゃべったところでありますが、産業雇用の場をいかに作っていくか、ここもスマートシュリンクにとっての大事な要素とは考えております。こういう産業の育成によって担い手の育成、それが子育て世代の確保に繋がり持続可能な町、そういう運営につながると考えております。以上のことも含めまして第三次総合計画にはこの部分を生かした考え方で進めたいそのように考えてます。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 以上で5番、横山一康議員の質問を終わります。

続いて2番、梶田道廣議員。

○2番（梶田道廣君） それでは一般質問させていただきます。大成水産種苗センターの現状についてということでお尋ねをさせていただきます。大成水産種苗育成センターが休止状態となりましてから間もなく1年が経とうとしております。昨年12月の一般質問でこの件についてお伺いをしましたが、町長は再開への方法や民間事業者への売却、譲渡など様々な活用方法を検討し、漁業者や漁協、議会とも協議を行い最善の方法を総合的に判断したいと答弁しておりますが、その後の経過についてお尋ねします。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 梶田議員のご質問にお答えいたします。

大成水産種苗育成センターについては、議員おっしゃる通り昨年7月から休止の状態となっております。再開に向けては檜山地区水産技術普及指導所せたな支所、北海道栽培漁業振興公社、ひやま漁協熊石種苗供給センターなどへ売却や譲渡などについて相談をしましたが、いずれも現状の状態を考えた時、売却や譲渡は非常に難しいとの返答でございました。ですが引き続き関係機関等と協議を今一度重ねていきたいと考えております。なお令和8年度のアワビ種苗の確保につきましては近隣町からアワビ種苗を購入するとされており、またナマコ種苗におきましても、昨年同様に町が15万粒を確保することで漁業者への支援が低下することのないよう対応しているところでございます。

○議長（平澤 等君） 梶田議員。

○2番（梶田道廣君） 再質問をさせていただきます。水産種苗センターは休止中であるというものの、維持管理費に今年度予算として618万2,000円計上されています。先が見通せない中この金額は大変大きなものと感じております。私は施設をどのような形でも残し再始動させるべきとの立場から廃止には反対をしてくております。しかしだいま町長は何件かの団体に声を掛けているというようなお話をされていますが、これは町長が直接各団体と話をされたというよりも、担当課を通じてお話をされてるんじゃないかなというふうにも思います。やはり肝腎なのは町長がどのように進めていきたいのか。担当課任せにするのではなく、町長自身が組合や漁業関係者、また事業者などとしっかりとした話をしないことにはこの問題は前に進まないと感じております。その上でどうしても再開困難と判断した場合には、組合や関係漁業者と協議をし理解を得るべきかと思っております。現状まだそこまでの町長としての努力はされているとは感じられませんし、また漁業関係者からもこの話が聞こえてきません。町長には再開に向けての一層の努力をお願いしたいと思います。いずれにいたしましても早期に判断をし前に進めていくことで施設に係る経費などの無駄をなくし、厳しい財政を乗り切るべきと考えますが町長の所見をお伺いします。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 梶田議員の再質問にお答えいたします。おっしゃるとおり予算上今の状況を維持するために600万円の予算を計上しているところでございます。また施設を再開する場合、老朽化した海水取水管敷設工事などを含め向こう4年間で3億6,000万以上を超える改修費、専門職員の確保、また運営費収支バランスが崩れてる運営費等これらを総合的に判断しなければなりません。現状では施設の再開厳しいところではありますが、議員のおっしゃるとおり私のほうも先ほど挙げた関係機関はもとより、また新たなチャンネルも含め私自身も交渉の場にも参加して進めていきたい。大学や研究機関、陸上養殖法人等候補ありますので、その部分その関係者と協議を重ねつつ存続か廃止かを協議しながら進めてまいりたいと考えてます。

以上です。

○議長（平澤 等君） 梶田議員。

○2番（梶田道廣君） ありがとうございます。ただ多方面に声をかけるのはもっともなんですけれども、やはり町長のこういうふうに進めたいんだというような思いがはっきりしないと担当

する職員もなかなかどのようにしていいのかっていう部分出てくると思いますので、やはり町長自身がこういうふうにしたんだというリーダーシップを持って今後進めていただきたいというふうに思います。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 当然運営につきましては、活用いただける団体、そういう団体が使っていただける、そういう状況を何とか交渉の中でまとめていきたい。それでこの前浜の振興に繋がるのであればそういう形で協議を進めてまいりたいとは考えております。そういったものも含め存廃につきましても含め、両者等も含め協議してまいりたいと考えてます。

以上です。

○議長（平澤 等君） 以上で2番、桝田道廣議員の一般質問を終わります。

3番、藤谷容子議員。

○3番（藤谷容子君） 訪問介護事業所をなくさないためにということで質問させていただきます。全国の市町村の2割超の自治体で訪問介護事業所がゼロか、残り1箇所しかない異常事態になっています。2024年の基本報酬の引き下げ、物価高騰や人手不足などで訪問介護事業所の倒産と廃業が増えているからです。せたな町の事業所も苦しい状態にあると聞いています。訪問介護はなくては困るものです。高齢者の尊厳ある暮らしに関わる欠かせないものです。事業所が複数あることで利用者には選択肢ができ介護難民の発生リスクも分散します。新潟県村上市、岩手県花巻市、宮古市、岩泉町などでは、事業所存続のために介護報酬引き下げによる減収分を自治体独自に補助しています。

町長にお尋ねします。

①町内の訪問介護事業所継続をどのように考えていますか。

②町としてできることは何かお答えください。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 藤谷議員の1問目のご質問にお答えいたします。

1点目の町内の訪問介護事業所継続をどのように考えているかとのことですが、議員ご指摘のとおり、この問題については当町に限ったものではなく全国的に訪問介護事業所の経営が厳しさを増しており、倒産や廃業により事業所が減少している状況は本町においても無関心ではられないと深く認識しております。せたな町では2箇所の訪問介護事業所があり、現状におきましては介護報酬の引き下げに追い打ちをかけ、人口減少等の要因により利用者も年々減少している状況で厳しい経営環境にあるなかで経営努力により運営していただいているところです。現在、厚生労働省では介護職員等処遇改善加算の引き上げを行ったほか、北海道では緊急的に各種支援事業を展開している状況があります。しかしながら議員ご指摘の訪問介護事業所の継続支援につきましては、現行の介護保険制度の枠組みの中で自治体が直接的に事業所の経営を補助する制度は限られております。町は訪問介護事業所を高齢者が在宅生活を続ける上で必要不可欠な社会資源であると位置づけており、事業所の存続は利用者の方々が希望するサービスを選択できる機会を保障し、介護難民の発生を防ぐ上で極めて重要な介護サービスのひとつと考えていることから事

業所が抱える具体的な課題を共有し、町としてどのような支援が可能かその方向性を定めてまいります。

2点目の町としてできることは何かについてですが、現在町としては訪問系の事業所からの要望を受け、事業所の所在地から片道5キロ以上離れた訪問先までの移動距離に対して支援する訪問系介護サービス事業所支援事業補助金を令和7年度に創設し支援を実施しているほか、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した介護・障がい・保育施設等物価高騰対策支援金を令和5年度から3カ年交付し対応しているところではありますが、介護報酬改定における訪問介護の基本報酬の引き上げが行われないう限り根本的な解決には至らないと考えております。引き続き北海道などを通じた提案、要望を実施していきたいと考えております。

今後におきましては令和9年度に国の介護報酬改定が行われますので、その動向を注視するとともに全国で実施されている自治体独自の補助金制度の事例についても、引き続き情報収集に努め本町での導入可能性を検討するとともに、訪問介護サービスが持続的に提供される体制構築に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 訪問介護事業所がなくならないように、持続させるために町としてしっかり努力をしていくということで課題を共有しながらやっていくということは大変いいことだというふうに思います。町として何ができるかということで、一つは独自の支援、二つ目に国への要望が大事じゃないかなというふうに私は考えました。独自の支援ということで、また事業所と相談しながらいろいろ考えていただけるのではないかと思います。ひとつ東京都の世田谷区のことについて紹介させていただきます。ここは政府による報酬改定の不足分を補い事業継続を支えるために緊急安定経営事業者支給給付金を支給しています。世田谷区の保坂展人区長が支給にあたっての記者会見で次のように述べています。高齢者の訪問介護は2、3%引き下げられてしまいました。理由としては例えばサービスつき高齢者住宅など高齢者が集合的に住まいの場合、訪問の負担が小さく利益率が高いためということのようです。確かに大手事業者には、そのように利益率が高いところもあるかもしれませんが、介護する家庭を1軒1軒回っているという事業所はやはり大変です。経営危機や事業所閉鎖という事態が起きています。こういう認識に立つならば、せたな町はその1軒1軒がさらに離れているということで、その距離に応じた支援も行われているわけですが、そこにかかる時間というのものもあるわけですね。訪問介護の基本報酬の引下げによる減収分の補填といった支援も必要なのではないでしょうか。これについては、ぜひ事業者と課題を共有しながらまた考えていただきたいなというふうに思います。

二つ目ですが、国への要望についてはどのように考えておられますでしょうか。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） まず確かに当町の場合、距離が離れてるところが多い、合併町でもありますのでその移動距離は大変なものと考えております。距離に応じて当然時間の部分もということで考えて創設した事業ではありますが、その時間に応じた部分等も含めこの事業について協議しながら考えてまいりたいと思います。その中さらに国への要望ということでございますが、何

よりもこの介護事業の根本課題であります介護報酬改定、この部分についてきっちり要望していかなければならない。これがどういう地域でもきちんと当てはまって介護事業所が運営できるそういう環境づくりが私は大事だと思っております。そういったことを含めて、まずはこの介護報酬改定について要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（平澤 等君） 藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） ぜひ介護報酬改定強く要望していただきたいと思います。今政府は報酬引下げを撤回せずに、高齢者人口減少地域の人員配置基準を緩めたり、要介護の人まで保険給付から外し安上がりな事業に置き換えることで介護サービスを持続させるとし、その法案が参議院、厚生労働委員会で可決されようとしています。少ない人員で同じ業務をこなすと業務が苛酷になり職員が辞めてしまうという悪循環がさらに強まってしまいます。政府が引き下げた訪問介護の基本報酬を早急に元の水準に戻すことが何より必要です。また移動時間も考慮した報酬上の仕組みを作っていくことも求めるべきだと思います。保険料利用料の負担増にならないようにしながらホームヘルパーやケアマネジャーなど介護職の賃上げを進め、介護事業所の経営を安定させるため介護保険の国庫負担割合を引き上げる必要もあると考えます。そのように国に対して求めるべきではないでしょうか。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 議員おっしゃられるとおり、介護をめぐる問題につきましてはあちこち軋み等もございます。そういった部分も含めまして要望していく、当然私たちとしても人材確保も含め進めてまいりたい。現在栗山町との自治体包括連携協定に基づいて人材確保育成も進めております。そういったことも含めて総合的に介護の業務を支えていくように私どももきちんと要望してまいりたいと思いますのでご理解願います。

○議長（平澤 等君） 以上で、藤谷容子議員の1問目の質問を終わります。

続いて2問目の質問を許します。

藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） 移動支援、通院の足の確保について町長に質問いたします。まちなかに住んでいて以前は歩いて通院できた方が歩けなくなってハイヤーを利用しているという話を聞きました。第1回定例会で橋本議員の一般質問に町長は、令和8年度に町内を循環運行するまちなかバスの実証運行を行うという答弁をされていましたが、バス停から乗るのではなく家の前で乗ることのできるデマンドバスが歩くことに困難を抱えている人には優しいと考えます。また若松方面からのデマンドバスについて、太櫓のように毎日運行してほしいという声があります。若松や丹羽方面からのデマンドバスがまちなかに入るわけですから、そこにまちなかに住む方にも乗っていただくことができればいいと考えます。また1人で通院することが困難な人が利用する制度や介護ハイヤーが複数ありますが、人手不足などの困難を抱えている事業所があると聞いています。乗降介助の必要な透析患者さんなどが通院の足の確保を持続できるようにするには対策が必要だと考えます。また函館方面への通院について路線バスの乗り継ぎは大変であるということ、

通院ハイヤーが闘病の命綱であるということが北海道新聞の記事にもなっています。函館への直接の足について、せたな町の公共交通として位置付ける必要があるのではないのでしょうか。町長にお尋ねします。

1、高齢化が進み、高齢単独世帯も増えている当町で、病院への通院の足の確保について現状をどうとらえていますか。

2、若松方面などのデマンドバスを曜日限定せず運行して、まちなかに住む人も利用できるようにしてはいかがでしょうか。

3、社会福祉協議会も含め、関係機関、町内事業者を集めた福祉と医療の連携の枠組み作りが必要ではないのでしょうか。

4、函館への通院旅行パックセターナちゃん号に乗る人に対して町の補助があるべきだと考えますがいかがでしょうか。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 藤谷議員の2問目のご質問にお答えいたします。

1点目の足の確保の現状についてですが、高齢化の進展や高齢単身世帯の増加に伴い、通院や買い物など日常生活に必要な移動手段の確保は本町における重要な課題であると認識しております。町では現在、函館バス路線への支援、デマンドバスの運行、患者輸送バスの運行などを行い、住民の移動手段の維持に努めておりますが、運転免許返納者の増加や公共交通利用者の高齢化により従来の交通体系だけでは十分に対応できない状況も見られております。また町地域公共交通計画においても通院は町民の移動目的の中でも特に重要な位置付けとされており、交通弱者の移動手段確保は今後さらに重要になるものと考えております。今後も住民ニーズを把握しながら持続可能な交通体系の構築に取り組んでまいります。

2点目のデマンドバスにつきましては、限られた運転手や車両を有効に活用しながら運行しており、利用実績や地域の要望を踏まえて運行内容を設定しております。議員ご提案のとおり玄関先から利用できるデマンド交通は、高齢者や歩行に不安を抱える方にとって利便性が高い交通手段であると認識しております。一方で運行経費の増加などの課題もあることから直ちに毎日運行へ移行することは難しい面もございます。現在予定しているまちなかバス実証運行やスクールバスへの混乗による運行便数や運行日数の増加など地域公共交通活性化協議会で協議を行いながら利用対象や運行方法について検討してまいります。特に市街地居住者を含めた利用ニーズについては今後の実証運行やアンケート調査の結果を参考に検討してまいります。

3点目の連携の枠組み作りですが、議員ご指摘のとおり通院支援は交通施策だけでは解決できず、医療、福祉、介護、交通事業者が連携した取り組みが重要であると考えております。現在町では道路運送法の規定に基づいた福祉有償運送等運営協議会や公共交通活性化再生法に基づいた地域公共交通活性化協議会があり、さらに高齢者等の生活支援、介護予防の基盤整備などを話し合う生活サポートセンター運営協議会があります。協議会には関係機関や町内事業者などが加わっておりますことから、これらの協議会を通じて課題共有や対応策の検討を進めてまいります。

4点目の通院パックセターナちゃん号への補助についてでございますが、現在、函館方面への

通院手段として地域間幹線の路線バスやセターナちゃん号の交通体系が存在しております。議員ご提案の利用者補助につきましては、他の通院手段、また他地区への通院、平行路線等もあります。そういったことも鑑みて現時点では考えておりませんのでご理解願います。

○議長（平澤 等君） 藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） まずまちなかバスのことなんですけれども、どういう形で考えておられるのかということをもまず一つ確認したいと思います。コロナの時の実証運行とは違う形で考えておられるのか。コロナの時とは違う形で私はやっていただきたいと思っていますので、その点どんなふうに考えておられるのか町長の考えを聞かせていただきたいと思います。私が提案してるこのデマンドバスでまちなかに入っていくっていうことは、まず家の前から乗れるという便利もあるし、乗る人がいなければ走らないし、乗る人が少なければ小さい車で走れるということで非常に無駄がない環境にもいいものだと思いますので、いろいろと考えていかなきゃいけないことがたくさんあってすぐには無理だと思いますけれども、考え方としてそういった方向でぜひ考えて整理をしていっていただきたいなというふうに思います。

3番目はいろいろな集まりがあるということで、その中でいろいろな協議会の中で考えていくということなんですけれども、新たにそういう交通の面での協議会というのも福祉、医療の連携の下支えになる交通のネットワークということで、ぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

4つ目なんですけれども、町内の2つの病院から函館方面への紹介や転送が年間200件ぐらいあると。これは八雲の病院に行くより多いんです。この町の病院では対応し切れないから函館の病院に転送ということになっているので、もうここはもう準救急車的な位置づけを町としてすべきではないかというふうに考えます。快速瀬棚号が廃止されて函館に直通する公共交通手段が失われて、八雲までのバスとJRの乗り継ぎになりました。これは公共交通として函館への直接の通院の足がなくなったということだと思うんです。せたな町としての函館の直接の通院の足がなくなったということについてどう考えているのかということをお聞きしたいと思います。北海道新聞の3月6日の記事では、利用者の声としてセターナちゃん号これ1人で乗ると往復2万円かかるんです。でもせたな町から函館までハイヤーでいけば往復10万ぐらいかかるんです。それを2万円になってるんですけれども、でもこの1人2万円のこの金額が利用する側にとっては業者にとってはかなり押さえてる金額だと思うんですけど、利用する側にとってはやっぱりきついものがあるという声も聞いています。それは別にして北海道新聞の記事では、利用者がバスからJRに乗り継ぐというのは乗換えがしんどそうで、途中でトイレに行きたくなったらどうするか、帰りの便まで待ち時間が長いなど不安があり使えなかったと。料金負担を減らすための助成があればありがたいということが書かれていました。また新聞記者がその後コラムで6月1日に書いていたんですけれども、路線バスを乗り継げば行けるが4時間前後で固い座席で長時間乗車するのがつらい、途中でトイレに行きづらい、病気や薬の影響で体がだるく疲れやすい人にとってJR八雲駅前での乗換えが大変、これにさらに加えて冬は特に積雪で足元が悪いときもあり大変だというふうに言っておられます。この乗り継ぎが通院の足としてどうなのか。函館の病院を紹介されていく方というのは先進的な技術を必要とする病気であったり、専門性の高い病気で

あったり、本当に大変な病気を抱えて薬も飲んでるそういう方なんです。そういう方がこの乗り継ぎ通院の足としてどうなのか。その辺をどう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（平澤 等君） 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 58 分

再開 午前 11 時 59 分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

河原町長。

○町長（河原泰平君） すみません、調整に時間いただきありがとうございます。

まず再質問、お答えいたします。まちなかバスの関係でございます。これにつきましては様々な形態を今検討しております。確かに実証運行で町なかをぐるぐる回る、決まったコースをぐるぐる回っているのも一つありますが、このほかに郊外から乗り入れてそのままぐるぐる回るとい、ただその場合だと終点での定時性が確保できないというのがありますので、同じ運転士同じ車両で一旦町なかで入って終点についたあと、そのあと回るそういう考え方も考えております。ルートにつきましても定期ルートではなく、ポイントをあらかじめ決めておいて、そのポイントごとの要請があったらそこに回っていく、そうやって運用効率を高める、そういった形も検討します。いろいろな形がありますのでこれは実証運行も行いながら、また協議会でも協議し、最適な運行形態それを進めていきたいと考えております。

続いて 2 点目の部分でございますが、福祉関係との交通ネットワーク、患者バスも含め有償の運送タクシーもあります。そういったものも含めてデマンド等公共交通体系はますます検討していかなければならないと思います。そういったことも含めて考えていきたいと考えてます。

続きまして函館の直通手段の部分でございますが、200 件、確かに救急搬送も含め 200 件函館の病院にお世話になっております。そうやって函館との医療圏、三次医療圏との関わり、それが町民の命を支えていると考えております。その中で函館等の通院も必要なところではございますが、現在交通体系としまして直通バスがなくなって、八雲で乗換えっていう形にはなってます。その八雲で乗り換えてまた行くっていうのは確かに大変な部分も私も大変な声も聞いております。ただ二次医療圏としての八雲の通院につきましては分割されたことによって増便になった。それで行きやすくなったという声も聞いております。このバス路線につきましては、路線バス路線として国、道の支援を受けてのバスということで走っておりまして、当然その支援を受けるためには乗車密度、これも問題になってくるところでございます。今セターナちゃん号通院パックとしてのセターナちゃん号の通院、直通の交通体系があるっていうこの選択肢が増えたということは誠に喜ばしいところではあるのですが、現在や八雲乗り継ぎの路線バス、これがあるということ。これを路線の維持も含めて総合的に交通協議をしていかなければならない、先ほどの福祉の交通ネットワークも含めて考えていかなければならない案件ということであります。また八雲の話も出させていただきましたが、札幌への通院等もあり、そういったことも含めて果たして函館

だけの通院に支援していいのか、その辺のバランスも含めて今後協議していかなければならない課題と考えています。

以上です。

○議長（平澤 等君） 藤谷議員。

○3番（藤谷容子君） セターナちゃん号への支援をとということについてなんですけれども、せたな町の地域公共交通計画、令和5年から令和9年の計画です。この中に各路線の主な課題として二次三次医療圏への通院手法の確立というのがあります。高齢化が進行していくことを見据え、八雲函館の医療圏までの通院方法を考える必要があると。ここは八雲までっていうのも確かなんですけど、でも札幌と函館等を考えた場合に函館の医療圏というのがこの地域としては三次医療圏です。そこは札幌に支援しないのに函館だけに支援していいのかというのは全然問題とは違うと思います。安心して住み続けられる持続可能な公共交通網づくりということで、もうここに住んでたら病院もきちんと通えないということで町に住んで行けなくなる人がいないように、やっぱり函館への通院をしっかりと町として直接の足を位置づけて考えていただきたいなというふうに思います。またいろいろ予算のこととかあると思いますけれども、今月の3日に改正地域公共交通活性化再生法が参議院本会議で可決成立していますが、ここではスクールバスや病院の送迎車両などが住民の輸送も担うよう自治体が協力斡旋する事業を創設するというふうになっています。導入費用などを国が財政支援するというふうにもなっていますので、スクールバスとデマンドバスの統合とかいろいろなことを考えながら、効率化すべきところを効率化して、ぜひ地域公共交通会議で何を大事にするのかというところをしっかりとって論議していただきたいなと思います。いかがでしょうか。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 藤谷議員の再々質問にお答えいたします。議員おっしゃられるとおり、こういう通院等の福祉系統の利用、また通学の利用、買物利用、生活の利用様々な利用がございます。そういった中で通院の部分も確かにおっしゃられるとおり必要な部分でありまして、まず町内については通院の足の確保ということで、デマンドバス網の強化、町なかバスの創設、そういったことに向けて交通体系協議会が動いております。また通院の部分につきましては、その通院そのものの部分は確かに福祉の分野ではございますが、それを受けて地域公共交通計画のほうにも考えていく、それは重要なことだと考えております。現在様々な取り組みが始まったばかり、またこれから行っていくところでございます。先ほどおっしゃられましたとおりスクールバスの活用、そういったことも含めて利用しやすい体系は考えいかなければならないと思います。そういったことも含め総合的に次期第3次の公共交通計画のほうで検討してまいりたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 以上で藤谷議員の一般質問を終わります。

ただいまより昼食休憩に入ります。

再開は13時10分といたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時10分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を続けます。

11番、菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） 町長にお尋ねをいたします。質問に入る前に一言申し上げます。全部で今日は11問用意しています。普通に頑張りますと大体明日にかかる計算になるんです。ただ12月定例会、3月定例会、6月定例会まだ1年未満の定例会でありますから深掘りしません。単純明快にやります。町長もそこを心得てあまりこちらが深掘りせざるを得なくなるような答弁は一つ深い自覚のもとで判断なさってください。

それでは最初に前町長と河原町政の相違点についてお尋ねをいたします。

①河原町政になってから9カ月目に入りましたが前町政との違いが見えません。何が変わり、どこが違うのか説明を求めたいと思います。

②新人町長でありながら議会特別委員会の日程が4カ月近くにわたってとれないほど多忙というのはいかがなものか。少なくとも1期目は地元に軸足を置いて足もとをしっかりと踏み固めるべきではないかと思いますが考え方を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 菅原議員の1点目の質問についてお答えいたします。私が町政を担わせていただいてから早いもので9カ月目に入りました。私は町民皆さまからの信頼と期待に応えるべく対話、協働、創造によるまちづくりを職員と一丸となって町政運営に努めているところでございます。ご質問の前町長との違いが見えない、何が変わりどこが違うのかとのでございますが、町長が代わったら行政運営や政策が180度がらっとすぐ変わるものではないと考えております。町政運営を推進するにあたり、現在、前町長が取り組まれてきた必要な政策は引き続き財政の状況を勘案しながら継続しております。私といたしましても新たな主な事業として、せたな食材を活用したこども園、学校給食における地産地消の推進、公園の統廃合や整備、デジタルを活用した行政効率化や観光振興の取り組みなど関係機関と連携したソフト面でのまちづくりにも力を入れて取り組んでいるところであります。

2点目のご質問でございますが、議会特別委員会の日程がとれないほど多忙なのはいかがなものかというご指摘でございますが、年度初めの会議や出張など、行政絡みの出張など町長として必要な公務でありますので、決して議회를軽視しているものではありませんのでご理解願います。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 納得できる答弁ではありませんが2問目に入ります。

○議長（平澤 等君） 菅原議員の2問目の一般質問を許します。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 2問目です。財政危機の打開策についてお尋ねします。①北海道がまとめた令和6年度の道内179市町村の普通会計決算によりますと、実質単年度収支が赤字となった市町村は我が町も含めて101に達しております。この件に関する 町長の所見をお尋ねいたします。

②昨年12月の第4回定例会で町長は、財政健全化のために公共施設の統廃合、行政組織や事務事業の見直しで行政のスリム化を図る等と答弁したが、給食業務の民間委託によって逆に支出が増えるなどやっていることがちぐはぐではありませんか、説明を求めます。

③安定的な収入基盤づくりについて、これまでの取り組みの進捗状況をお尋ねいたします。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 菅原議員の2問目の1点目の質問にお答えいたします。

実質単年度収支が赤字となる要因は様々ですが、当町を含めた北海道の半数以上の市町村が赤字となったことに関して各市町村が財政運営に何らかの課題を抱えていると考えております。共通して近年の物価高騰や人事院勧告による人件費増加の影響が大きく、持続可能な財政運営が急務であると認識していることからスピード感を持って事務事業の見直しや公共施設の統廃合、機構改革、歳入の確保を進める必要があると考えております。

2点目のご質問ですが、幼児給食調理業務の民間委託については、調理員の不足が常態化し栄養士等が調理業務を行うなど、本来の業務に支障を来しており幼児給食調理業務の継続が困難となったことから令和7年度より民間委託をしているところでございます。委託により調理員の労務環境の改善や安定した調理体制が図られ、更に職員研修により調理技術を向上させ、安定した給食の提供と食育と地域内経済循環を目的とした地産地消による食育も進めております。未来を担う子ども達のために必要性や緊急性が高い業務には優先して対応したところであり、支出は増えましたが行政としての業務遂行を果たしているところでございますのでご理解願います。

3点目の質問にお答えいたします。安定的な収入基盤づくりについて以前もお話ししたことにつきましてこれまでの進捗状況ですが、まず再生可能エネルギー施設関係では、現在、当町には瀬棚臨海風力発電所の建替計画を含め4つの風車建設計画がありますが、昨今の物価高騰の影響などにより建設が不透明な状況であることから注視しながらも継続して進めていかなければならないと考えております。ふるさと納税については、横山議員の一般質問でも答弁しましたとおり、取組事業者や地場産品、掲載ポータルサイトの増加により寄附額の増額に向け取り組んでいるところでございます。なお各種使用料についても見直しの検討を進めているところでございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） これは再質問だけしたいと思います。①で私が期待しているのは、全道的な共通傾向、これおそらく全国的にもそうだと思うんですが、そのことで解消してしまっているのかという逆説的な立場から提起してる質問なんです。我が町は合併20年間経過しましたが、前町長は危機的な財政状況を健全化したと、この一言でずっと20年間押してきたわけです。

だから合併20年間の成果なんですかったですら財政健全化にしたことだと、こういう答弁なんです。これ会議録残ってますから。ところが現実にはそうでないわけです。先般、財政当局が公表した資料によれば、令和10年度末をもって財調が枯渇し予算編成が困難になるということが予想されるっていう、これまさに危機的事態です。したがって他町と同じ全国的傾向だということで解消するのではなくて、我が町はどういう道筋と独特の事情があって、背景があってそうした危機的状况に陥ったのか。その道筋を正確に分析することが危機対策の有力な決め手になっていくと思うんです。そういう視点を持って町長にはぜひ立ち向かっていただきたいという問題提起がこの質問の真意であります。答弁願います。

②であります、私は民間委託は、一般論として申し上げます。反対なんです。自治体が自らの才覚と努力の中で自ら必要な自治体の業務は自らの努力の中でやるべきだと。民間業者に丸投げして自治体としての本来の目的を遂行できるのかという確固たる信念を持っています。これはもう何十年來の私の変わらない見解です。民間委託は確かに便利なんです。金だけ出して業者のほうに任せば、万一失敗したときでも業者の責任を問うことができるわけですから、行政自身が責任を負わなくてもいいわけです。私は安易な方法だと思っています。それからもう一つは民間委託にすると町の財政は苦しくなるんです。だって民間の事業者は儲けにならないのに受けませんから。必ず企業利益が前提になって自治体の業務を請け負うわけです。そうしますとスタッフの処遇がどうなのか、直営でありますと公務員です。常勤か非常勤かは別としまして。民間委託になりますと身分は民間なんです。どこから見ても民間委託で褒められる結果にはならないというのが私の見解なんです。何か地産地消だ、安定した人の確保だと言っていますが、それは直営でやろうと思ってできないはずがないんです。そういうところを回避し、合理化し、確か1,300万ですか増えた金額は、直営と民間委託では。町長10年間で1億3,000万です。これはプロパーになると思います。財政危機だって言っておきながら、そういうことを平気でやるっていうのは私信じられないわけです。予算審査のときに細かいこと一つ一つまで取り上げませんでした、やっぱり納得できない予算編成です私の立場からは。だから堂々と反対討論をさせていただきました。細かい一々の数字は挙げておりませんが。そういうことでは民間委託というものに対する町長の考え方、これは明らかに私と明確に違います。対極にあるということを申し上げておきたいと思うんです。ひとつご答弁お願いします。

それから③の安定的な収入基盤づくりなんです、やっぱり河原町長になって、これが決め手になって収入基盤を安定するという感触は持てません今のところ。控えめに言いますと、なって9カ月、そこまで求めるのはひど過ぎないかという考え方もあるかもしれません。だからそこは責めませんが、今この間の町長の発想、構想、具体的な経過分析的に見てまいりますと、私は不安がいっぱいなんです。ふるさと納税だって横山議員の質問で明らかになりましたけれども、5年をピークにして6年、7年減ってますでしょ。8年だってどうなりますか。ふるさと納税に随分力を入れましたが、じゃ特産品開発っていうのは具体的な構想、今6月半ばを過ぎましたが、こういうものなんだというのが見えてこないんです。以前の産品である渡島半島何とかかんとかという補助金の中で作られた特産品、これなんかどうなったんですか。民間に委託して今金、

せたな2町で鳴り物入りで札幌まで行って、新聞にでかでか載って、何か決めてだ、これは切り札だみたいな宣伝でしたが、どうなったんですかこれ。何も報告ないです行政から。そういうことを含めて、私は責めません。責めてるわけじゃないんです。今ここでしっかり足元を踏みしめておっしゃっている安定的な収入基盤づくり等々につきましても、これは河原町政の肝なんだと言えるようなものを打ち出していただきたいと思います。私どもも同様に知恵を絞らなきゃいかんと思いますから、そうした議会側に対する投げかけ、問題提起も含めて真摯な姿をぜひ見せていただきたいということを申し上げておきます。ひとつ明快な答弁を求めます。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 菅原議員の再質問にお答えします。議員おっしゃるとおり確かに財政状況は厳しい状況でございます。合併して20年、合併時の交付税の特例等もございましたが、合併後、必要な整備もありその部分の施設整備もかさみ、その部分で苦しくなってる部分もあると感じております。その中で私としては、もちろん必要な施設整備は進めていかなければならない、それは感じておりますが、私としては先ほども申し上げましたとおりソフト面での取り組み、これも充実させてまちづくりの中に持っていかなければならない。そのとおり考えております。先ほど横山議員からも提示されましたスマートシュリンクも含め賢く縮む、そのかわりきちんと町の町民の幸福度を上げていくそういう政策を大事にしていきたい。そのつもりで考えております。そういったことも含めて先ほども申し上げましたとおり、事務事業の見直しや公共施設の統廃合、機構改革、歳入の確保も様々な課題を乗り越えていかなければなりません、そこを進めてまいりたいと考えております。続きまして民間委託の部分でございますが、確かに経費はかさんでおります。ただそれでまず一つ解消されてるのが、人員不足で私たちとしてもなかなか確保できなかった部分を民間委託によって調理員の確保も進み、またそれによって管理栄養士の業務、本来調理業務に入らないところに入って補ったところを本来業務に戻し、献立メニューも考えていける状況になりました。そのことも含めて先月せたなの日の給食を皮切りに様々なメニューのほうの考案、また管理のほうも進められていると考えております。そのほかにシフト管理、また急な欠員のリスクについても町内に限らず、町外からも引っ張ってこれるその安心保障もございます。さらにいろいろなメリットはございますが、給食業務における現場の事務量の軽減にもつながり、その分職員をまた違う業務に振り向けられる、それが委託のメリットだと私は考えております。単体だけでは当然この業務1,300万というのは大きいというふうに捉えられるところではございますが、今後、包括業務委託も含めそういう人員のやり取り、一つだけだと3時間分しかない労務でも、それを合わせることによってフルタイムの8時間に持っていくという生活保障にもつながると私は考えておりますので、委託については必要な部分はやっていくということで私は考えております。

最後に収入づくりの部分ですが、おっしゃるとおり未来の部分の不確実性の部分もございます。確かに議員おっしゃられるとおり不安要素も多々ございます。ただ産業振興一つ一つやっていくことにより、固定資産税の収入だとか、雇用の場の創出そういったことも含めて主収入づくりに繋がると思います。当然、歳入の公共料金の見直しも含まれてきますが、そういった部分も含め

まして財政改善を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再々質問に入りますと深みはまりますから、これ一つ9月定例会以降で、特に民間委託の問題等々につきましても深めていきたいので、次の質問に入りたいと思います。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原議員の2問目の一般質問を終わります。

続いて3問目の質問をお願いいたします。

○11番（菅原義幸君） 3番目の質問に入ります。これエネオスっていうんですか。で構いませんね。エネオスリニューアブルエナジーが計画する事業の環境影響評価準備書面の公聴会について町長にお尋ねをいたします。

①本年1月27日、エネオスリニューアブルエナジーが計画する事業の環境影響評価準備書面の公聴会が1月27日に開催されました。このときに公述人は貴重な鳥類等への影響を指摘し対策や調査を求めたとされておりますが、せたな町が把握している口述内容についてお伺いしたいと思います。

②公聴会は北海道の主催であります。その後の運びと知事意見書にどのように公述人の意見書が反映されたのか。町が把握している内容について伺いたいと思います。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） それでは菅原議員の3問目の1点目の質問にお答えいたします。

1月27日、ふれあいプラザにおいて実施されました公聴会には、公述人が1名が参加されました。その中で希少猛禽類であるハチクマへの影響は小さいものと予測していることに対して懸念を示し、風車基数の削減や繁殖期、強風時における運転停止など実効性のある具体的な対策を講じるよう強く求めているようであります。続いて天然記念物であるクマガラの生息環境への影響は小さいとの予測に対し、現地踏査による徹底した精査を求めているようであります。

続いて5月から最低限8月までの期間については、工事の着手を避けることや周辺生態系の負荷を最小限に抑えるよう工事工程の再検討を強く求めているようであります。

続いてハードストライキの影響を確認するための事後調査を実施することに対して事後対応ではなく、まずは予測の不確実性を考慮した確実性の高い事前対策を講じるように求めているようであります。

2点目の質問にお答えします。まずその後の運びとしては、口述内容を踏まえた答申文案について北海道環境影響評価審議会にて議論し知事意見を作成しております。知事意見書への反映については、2、個別的事項（3）動物、ウの項において営巣放棄などの著しい影響が懸念される。このため繁殖への影響を十分に軽減するよう、工事の一時停止などを含め環境保全措置を確実に実施することと記載されていることを確認しております。

以上です。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 状況わかりました。これまでも風車建設につきましては、各地でバードストライクの問題等々批判的な意見が出されておりましたが、ことせたな町内で明確な形で指摘がなされたというのは電磁波問題以来でしょうか。それで私の経験で申し上げますと、洋上風力発電所風海鳥の問題で私が議長やっていたときに、平成の20、8、9年頃だったかと思いますが、石狩市の議会特別委員会が先進地視察に見えられたことがあるんです。議会代表して私、対応させていただいたんですが、このときには低周波問題でした。石狩湾新港内に風車を建てることによって低周波による被害が出るんじゃないかと。先進地であるせたな町の風海鳥ではどういう状況でしたかと。石狩市議会朝来てそのことだけ調べて行って、その日帰りです。物見遊山でなくて非常に真剣なせっぱ詰まった雰囲気の中での議会の視察でした。太陽光発電などでは自然破壊の問題で計画が頓挫するとかいろいろありましたけれども、この我が町で自然環境保全の観点から、こうした意見が公然と明らかになるというのは、私としては、これは注目しておくべき問題なのかなと思うんです。それで道は道の考え方を今まとめるんでしょう。地元町村の考え方として何か特段の取りまとめや対応策というのは今の時点であるのかどうか。この点に絞って再質問をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 菅原議員の再質問にお答えいたします。この口述後、特に北海道からは、町意見というものは求められておりませんので、それについては特に申入れはしていないところでございます。北海道環境影響評価審議会において議論され、その中でこの自然環境の影響保全について取り入れられておりますので、そのとおり私たち受け止めているところでございます。

以上です。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） これは再々質問しておきましょう。いやそういう答弁1番楽なんです答弁の仕方としては。私はそういうことを聞いているんじゃないんです。公式の取り運びは道のまとめ、そこの問題ではなくて、地元の町村としてこういう公述人の意見や経過を踏まえて地元として何か特別のとりまとめをしているのかいないのかということのを伺っているわけです。何もやってないよと。俺の仕事じゃないからしてないよということであれば、それはそれでやむを得ないとは言いませんけれども、身もふたもない話だと思いますが、やはり地元の町村として、こうした視点からの検討を担当課等々でやってしかるべきではないのかというふうに私は思うんです。そういうことに対する何らかの対応というのはあるのかないのか。全く道のやっтерることだから対策はこれぽっちもしてないよということなのか、端的にお答え願いたいと思います。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 環境影響について事例を抑えるということは当然議員おっしゃるとおり大事なことだとは考えております。この内容についての把握、私たちも専門家ではないので環境アセスメント等そういう科学的な観点から考えられていくと思います。この部分についてさらに

当然、大きな影響があるっていうことになるのと町の意見も求められるのではないかと考えております。そういう自然状況も含めて、大きな問題であれば当然考えていかなければならない、町民全体に影響するものであれば考えていかなければならない問題というふうに捉えています。現在のところ私たちとしては、きちんとこの公述人の意見が網羅されましてきちんと意見書として上げられてる、道としてもそれを捉えているということで現在のところは静観してるところでございます。

以上です。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原義幸議員の3問目の一般質問を終わります。

続いて4問目の質問をいたします。

○11番（菅原義幸君） それでは4番目、公平な漁業振興策の推進について町長にお尋ねをいたします。

①トラウトサーモン養殖事業に対する支援について、初年度から年度別に事業参加組合員数と支援金額を伺います。

②イカ、ウニ、ホタテ、サケ、エビ、ニシンなど多少目の年度別、支援組合員数と支援額を伺います。

③本年度の支援計画をお尋ねいたします。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） それでは菅原議員の4問目のご質問にお答えいたします。

まず1点目のトラウトサーモン養殖事業に対する支援につきましては、令和3年度から令和6年度まで継続して養殖事業に対して支援しました。また令和7年度には久遠漁港に大量のイワシが入り込み、酸素欠乏に陥り生け簀内の養魚が全滅しましたが、今後も養殖事業を継続したいとの要望を受け支援を行っております。事業参加組合員数及び支援額につきましては令和3年度は参加組合員数が16人、支援金額は849万2,000円であり、養殖施設購入費、種苗、飼料等購入費について支援しております。内訳は北海道の日本海漁業経営基盤安定強化事業として250万円、町の補助金が599万2,000円でございます。令和4年度は参加組合員数が15人、支援金額は442万7,500円で種苗、飼料等購入費について支援しております。財源は全て町単独補助でございます。令和5年度は参加組合員数が15人、支援金額は573万3,695円で全て町単独補助でございます。令和6年度は参加組合員数が9人、支援金額は664万6,000円であり、養殖施設2基の購入費について、こちらはひやま漁協へ支援しております。内訳は北海道の地域づくり総合交付金が400万円、町の補助金が264万6,000円でございます。令和7年度は参加組合員数が9人、支援金額は245万円で被害に遭った幼魚購入費、飼料代について支援しております。財源は全て町単独補助でございます。

2点目のイカ、ウニ、ホタテ、サケ、エビ、ニシン等他種目の年度別支援組合数と支援額につきましては、令和3年度から令和7年度までの5年間の実績に基づいて支援を実施している魚種ごとにお答えいたします。イカ、エビ漁業への支援につきましては、直接的な支援ではありません。

んが、全ての漁業者を対象に令和4年度より燃油高騰対策事業補助金を令和7年度まで実施しております。支援内容は令和4年度が257万9,000円で49隻44件、令和5年度が129万7,000円で42隻37件、令和6年度が130万8,000円で39隻35件、令和7年度が512万円で139件となっております。次にウニ漁業への支援につきましては、令和3年度からウニ資源の増殖事業として深淺移植、前浜移植、バフンウニ種苗の放流の3種の事業をひやま漁業協同組合の要望を基に現在も継続して実施しております。支援内容につきましては、令和3年度は570万4,000円で部会員は121人、令和4年度は497万2,000円で部会員は121人、令和5年度は644万8,000円で部会員は123人、令和6年度は606万5,000円で部会員は122人に対しまして支援を実施しております。次にホタテ漁業への支援につきましては、現在は特別な支援は実施しておりませんが、令和2年度に養殖漁業経営継続補助金を養殖施設の資材や種苗等の購入に対し425万6,000円で部会員は10人への支援を実施しております。次にサケ漁業への支援につきましては、令和3年度に檜山サケ海中二次飼育施設整備事業補助金90万円で部会員は33人、令和4年度には、秋サケ資源増大対策施設整備運営費補助金98万5,000円、サケ稚魚海中飼育施設整備事業943万6,000円で部会員は33人、令和6年度には、サケ定置網施設災害復旧費助成金973万4,000円で部会員は28人に対しまして支援しております。その他に負担金として日本海さけ・ます増殖事業協会負担金として令和3年度に264万7,000円、令和4年度に242万5,000円、令和5年度に264万6,000円、令和6年度に272万1,000円、令和7年度に272万1,000円を日本海さけ・ます増殖事業協会へ納めている他、秋サケ資源増大対策事業運営費補助金として、ひやま漁業協同組合に毎年120万円の支援を実施しております。次にニシン漁業への支援につきましては、日本海ニシン栽培漁業定着事業負担金を檜山全域の取り組みとして檜山管内水産振興対策協議会へ納めており、令和3年度に176万7,000円で部会員は4人、令和4年度から令和7年度は毎年度210万円で部会員は各年度4人で、毎年約16万6,000尾の稚魚を町内各所にて放流を実施しております。次にナマコ漁業への支援につきましては、檜山ナマコ栽培漁業定着事業負担金を檜山全域の取り組みとして檜山管内水産振興対策協議会へ負担金を納めており、令和3年度から令和7年度の負担金は毎年度500万円で部会員の推移は、令和3年度80人、令和4年度88人、令和5年度85人、令和6年度81人であり、毎年約16万6,000粒の種苗を町内各所にて放流を実施しております。また令和6年度まで水産種苗育成センターで栽培していたナマコ種苗が、令和7年度から生産できなくなったため代替事業としてひやま漁協より放流用ナマコ種苗15万粒を495万円で購入し町内各所にて放流を実施しております。

3点目の本年度の支援計画につきましては、負担金では日本海さけ・ます増殖事業協会に対し日本海さけ・ます増殖事業協会負担金248万円、檜山管内水産振興対策協議会に対し檜山ナマコ栽培漁業定着事業負担金500万円、日本海ニシン栽培漁業定着事業負担金210万円を支援しております。補助金では、ひやま漁業協同組合に対し秋サケ資源増大対策事業運営補助金として120万円を支援しているほか、ウニ資源増殖事業補助金として642万円の支援を実施して

おります。その他にも水産物生産向上事業補助金にて漁業経営規模拡大や新規漁法、新たな加工品に取り組む漁業者に支援を行っております。

以上でございます。

○11番（菅原義幸君） ただいまの答弁につきましては②について後ほど資料として提出を求めたいと思います。

もう1点、ホタテに関してですが、昨年第4回定例会12月議会で稚貝の購入に非常に難儀をしていると。単価4円から9円に上がっているいろいろ大変なんだということを申し上げました。このとき町長は9年度から対策したいという答弁でしたが、本年度は対策しないんですか。これはお答え願いたいと思います。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 菅原議員の再質問にお答えいたします。まず1点目の資料につきましては後ほど提出させていただきます。

続きましてホタテの部分でございますが、昨年定例会で意見を言っていましたとおり、ホタテの種苗の状況は厳しいということは私たちも把握しているところです。その中で漁業者たちは自主的にせたな沖で稚貝の捕獲を進めております。そういった事業について進められていると伺っております。現在そういった事業も含めまして漁業者のほうに新たな漁法や新たな魚種、そういったものに対する取り組み、またそれに対する支援要望等を漁業者と協議しながら進めているところです。現在のところホタテのほうにつきましては、自主的な稚貝の購入で半分近く賄っているとも伺っております。そういったことも含めまして今後協議を深めながら補助、支援についても検討してまいりたいと考えてます。

以上です。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問というよりは、今の答弁の確認なんですが、令和8年度は具体的な直接支援はなされていないと見ていいですか。そして令和9年度から具体化しますよというふうにお答えになったと受け止めてよろしいですか。これ確認してください。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 現在のところ8年度については、まだ具体的なものは私どもも考えておりません。9年度に向けて協議は進めておりますが、協議をもってその辺については考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 次の質問に移ります。

○議長（平澤 等君） 少々お待ちください。以上で菅原委員の4問目の質問を終わります。

続いて5番目の質問を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは第5問、海岸事故の救援対策についてお尋ねをいたします。

1月29日に発生した海岸事故は、いまだに終結せず心を痛めております。遺族に対するお悔やみと関係者のご尽力に敬意を申し上げる次第でございます。その上で漁業者から寄せられている案件について、改めて町長にお尋ねをいたします。

①海岸事故における対策本部の体制について、せたな町の役割と位置づけに改善する余地はないのかお尋ねをいたします。

②平成30年の海岸事故のときにも提起いたしましたが、日本海南救済会からの交付金は不十分であり町に対する支援要請がこのたびも寄せられております。何らかの方策を検討すべきではないでしょうか。それで町長これで町長から答弁もらって、それを待てばいいんですが、先に町長が答弁するであろうことを私申し上げて少し説明を加えておきたいと思うんです。担当課とも意見交換してますから。①のところでは、災害対策本部の体制からせたな町外れてるんです。これは平成30年の災害後整理された組織図なんですかね。ただ私はせたな町が外れたままでいいのかということを検討してもらいたいと思うんです。もちろん丘、山の搜索、本部の在り方と海の搜索の在り方はおのずと違いがあることは100も承知です。ただ、せたなの救済会の本部のほうも高齢化と職員体制の弱体化で相当に無理かかってます。特に今回のように一定期間の搜索ということになります。かなり負荷がかかるんです。そうしたときに海だから町は手の出しようがないよと。組織図からいってもそういう仕分にはなっていないよということではなくて、何らかの形で、できれば副町長クラス、それが不可能であれば課長クラス、管理職クラスも本部に何らかの関わり合いを持って体制を補強するという、そういう発展的な弾力的な対応が必要だろうと思うんです。これ今日答弁できなくてもいいです。そういう方向で検討しているということをやび答弁としていただきたいと思います。漁業者とも相当話をしておりますから、これは町長の温かい愛情のある言葉を一言出すことによって行政側も考えてくれるのかと。俺たちも頑張らなきゃいかんというふうになりますから、そうした思いやりということも含めて前向きの何らかの前進的な姿勢を町長としてお示しを願いたいと思います。これ突っ込んでやるつもりはありませんから問題提起だけしておきます。

それから2つ目のほうも言うておきます。30年のせたな釣り愛好の方が遭難した、行方不明になったという問題です。このときにも漁業者は本部を作って、海上保安署と協力しながら本州のほうのイカ釣り船団も出動しましてかなり頑張ったんです。私もこのときはびっしり行きました。早朝4時出るときにも見送りしました。このときにも言われたんですが、どうも海難事故に対する日本海海難救済会からの交付金少ないんだと。行政側でも考えてほしいというような提起をしましたが、必ずしも漁業者の思うとおりにはありません。今回も同じような声が出されてるのは町長ご存じご承知でしょう。私のほうにも相談来てるんです。いろいろ調べますと平成30年の時の救済会の基準よりも令和4年の改善によって前進してるんです。4時間あたりの手当が5,000円だったんですそれまでは。今回資料を求めましたところ8,000円に上がってるんです。それから4時間を超える24時間までの間は1万円だとかこういう区切りになってるんです。だから前進はしてますよ、してますが、消防と比較いたしますと、消防と比較すること自体がどうなるかということはありません。それは絶対同じにしろという前提で私質問してるわ

けじゃないですから、参考までに申し上げますと、消防の場合は最初の4時間で5,000円、次から4時間経つごとに5,000円ずつオンされていくんです。そうしますと24時間経つと救済会のほうは最大1万円で終わるわけです。ところが消防の場合は4時間が6回繰り返されますから五六三十と3万円となるわけです。先に行けば行くほど差が出てくるんです。同じにすれとは言いません。言わないけれども漁業者には漁業者として行政から応援欲しいなという生の声を私2回に亘って聞いているんです、平成30年度この度と。それで行政のほうにも言い分あると思うんです。食事だしたよとか、行政の職員総出でやってるよとか、それはいろいろわかります。それはおっしゃるとおり。ただ漁業者としても、たまたま忙しくない繁忙期でないからいいけれどもこれ繁忙期だった場合は大変な状況になるわけです。救済会だけの経費だけで足りないというの目に見えてるわけですから、そこは何かの検討を加えてほしいというのが願いなんです、ダメだよって言ってしまわないで油代だって出してるんじゃないかと。町だって頑張ってるんだということだけで打ち切ってしまうしないで、どこまで可能なのかよく町も考えてみたいと。町の財政も限りあるよと、かなり厳しいんだよと。さわさりながら期待に応えるかどうかは別として、何とか考えてみたいからという優しい声を出してくれということなんです。その辺が関係者から要請を受けたときの奇美ってやつです。町長わかりますでしょ。わかりやすい例で挙げておきますと、令和2年のサケの大時化で被害がでてきたときに、定置業者、各ケ統代表者、私も一緒に行きました。町長と交渉したんです。億単位以上の総額の被害でしたから。その前にわざわざ助役に言って下ならしてるんです。助役こうだから頼むと、町長に話を繋いでくれと。1カ月後に町長交渉をやると、2段階に渡ってやったんです。そのときの答弁何かっていうと、私何回も議会で取り上げてますけども、あんたら何で保険に入っていないんだと、自己責任だとびた一文出さなかったんです。これ私は大げさに言ってません。そのとおりに言ってます。そのときの漁業者の失望、落胆いまだにダメージがあるんです。漁業者の奥さん方も言うんですから、高橋町長って菅原さん酷い人だねって。うちのお父さんから聞いたからねって。なんなのさって。だから河原町長には、そういう町長になってほしくないんです私は。検討して検討して検討した結果、ゼロ回答かもしれません。そうではなくて徹底的に漁業者の思いに寄り添って検討してみるというその真剣さ優しさ愛情ですよ、そこをぜひ示してほしいと思うんです。私はたった一言、検討してみるよという答弁をですよ今日ぜひしていただいて、これ今日質問するということ言ってますから関係者にも、ネット中継で見てくれと言ってますから、河原町長が高橋町長とはどんな違った優しい答弁をするのか。これが肝の部分になります。ぜひ結果いくらだという成果は求めません。漁業者の思いを真剣に受け止めて鋭意検討するという答弁をぜひ単純明快にいただきたいと思います。答弁の原稿を狂わせることになるかもしれませんが、そこは決断してください。

以上であります。終わります。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 答弁に入る前に、町からも改めてご遺族に対して深く哀悼の意を表するとともに、この捜索にあたられました漁業者をはじめとする関係者や一般ボランティアの皆様

も感謝申し上げたいと思います。

まず菅原議員の１点目のご質問にお答えいたします。再質問の内容まで入られましたので、大変私としても今しゃべりながらもしかしたら支離滅裂な部分は出てくるかもしれませんが、そこはご容赦いただきながら。まず海難事故におきます対策本部の体制につきましては、議員もおっしゃっていただきましたが、平成３０年７月に瀬棚区で発生した遊漁船海難事故を受けて瀬棚水難救難所及び瀬棚海上保安署と協議、検証を行っております。その中で協議、検証結果では海上、沖合いでは山での遭難の事案とは異なり、さらに一刻を争う事態が予想され、町での対応は沿岸からの見回り等に限られるため、搜索にあたっては知識、経験を有した専門的な分析ができる水難救難所や海上保安署が最も適していることなどから、対策本部の本部長は現地の救難所長、副本部長は隣接する救難所長及び漁協職員と取り決めをしてきたところではございます。この度の海難事故におきましても同様の体制をとらせていただきまして、町も本部長の指示を受け現地での搜索や翌日の搜索要請に応えるべく本庁総務課と連絡を取り合って人員確保等の対応をしていたところでございます。私どもとしては本部に入っていないという認識はなくて、一緒に本部に入って協力し合いながらという形で進めてきたつもりでございます。そういう体制をもって今回も対応させていただいたところでございます。今後こういった大きな事故がありましたので、現在のところ私たちとしては、この体制がベストかなとは考えておりますが、またそれについても検討しなければならない、そのように考えております。

２点目のご質問にお答えいたします。この度の海難事故での搜索にあたりみて搜索、出動された救難所の所員へは、北海道海難防止・水難救済センターからそれぞれ救助出動報奨金が支払われたと報告を受けております。町への支援要請ということでありましたが、水難救難所は瀬棚、久遠、貝取潤と３団体ありまして、そのうちの瀬棚水難救難所所属の漁業者１名から口頭での要請と受け止めてきたところでございます。救難所の所員の中には相互扶助に基づき行っている活動でありますので、町からの支援を不要とする方も複数いるとは聞いております。この点も踏まえまして、先ほどの令和８年４月の出動費の改定、これによって消防との２日目までは消防と逆転現象もおきます。というのは消防は確かに４時間ごとにですが、まさか２４時間ぶっ通しでの搜索はあり得ませんので、そこは消防団も交代制を敷いてやってると思います。その点から考えますと、２日目の段階では水難救難所のほうが上回っているという私は計算したところでございます。そういうものもありますが、救難所の日本海難防止水難救済センターの規約によりますと、市町村の金銭的支援がございまして、その部分については、それがありますとそのセンターからの支援金が払われないという規約もあります。そういったことも鑑みましてどのような支援が必要なのか、また救難所自身として支援必要な部分そういうのも含めまして、今後協議を進めていきたい、また協議を受けたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○１１番（菅原義幸君） もっと簡単に答弁してもらってよかったんですが、２つも検討するという趣旨の答弁をなさったと受け止めて再質問いたしません。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原義幸議員の5問目の質問を終わります。
ただいまより2時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時25分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。
一般質問を続けます。

11番、菅原義幸議員の6問目の質問を許します。

○11番（菅原義幸君） それでは6番目、医師確保等について町長にお尋ねいたします。

①議会特別委員会の中間報告は、最低医師確保は5名で目標6名というふうになっておりますが、これまでの医師確保の進捗状況をお尋ねいたします。

②医師確保活動において議長や特別委員長との共同行動をこれまでどのように展開してきたのか伺います。

③本年1月20日にTMG戸田中央メディカルケアグループとAMG上尾中央医科グループの病院を訪問し、翌23日にイムス板橋メディカルシステム病院本部を訪問しておりますが、医師の人事交流や新たな連携について、その後の進展状況をお尋ねいたします。

④瀬棚区の国保病院への患者バスが瀬棚診療所の診療日と重なっていることについて、昨年、担当課長に、現在の副町長であります、改善を求めましたがどのように対処したのか伺いたいと思います。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） それでは菅原議員の6問目の質問にお答えいたします。

まずはじめに1点目の医師確保については、3月の一般質問でも答弁させていただきましたが、病院長からは現在の患者数においては、常勤医師3名体制と出張医師で対応が可能であること。常勤医師6名にした際には経営面での負担が大きいとの意見を伺っております。ただし私としては常勤医師の負担軽減も考える必要がございますことから、現状の3名に加え常勤医師1名を確保すべく取り組んでまいりたいと考えているところでございます。医師確保に向けては、北海道大学病院をはじめとする札幌の医療機関への訪問や北海道地域医療振興財団のほか、新たな訪問先として地域医療への貢献を目指し、家庭医、総合診療医の育成を行っている北海道家庭医療学センターへ出向くなどしてきたところでございます。現在のところ医師の招聘に至っておりませんが、引き続き1名の確保に向けて努力してまいります。

2点目の議長や特別委員長との共同行動についてでございます。議長には2回ほど札幌圏域の医療機関の訪問についてご同行いただき共に要請活動を行ってきたところでございます。

3点目の3グループとの連携につきましては、現在のところ3グループとの医師確保に関する直接的な連携はございませんが、イムス板橋メディカルシステムグループの道南ロイヤル病院と

は、休日の当直業務で医師派遣いただくことが検討されているほか、外来診療で臨床工学技士に協力いただくなど新たな連携が始まっております。

4点目の患者バスについてですが、現在の瀬棚区における患者輸送バスの運行は大里地区の方に不都合とならないようにデマンドバスに合わせて、瀬棚診療所と国保病院の両施設に受診できる形で運行しております。今後、地域公共交通活性化協議会では、まちなかバスの運行や次期計画の策定におきまして患者輸送バスやスクールバスなども含めた総合的な取り組みを進めることとしており、そちらの状況によって対処したいと考えておりますのでご理解ください。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問しないつもりでございましたが、④について1点だけお尋ねしておきます。この質問の意味は町長答弁なさったことと違うんです。要するに瀬棚診療所は月、水オープンしてるんです。患者バスも月、水、瀬棚診療所から国保診療所に出てるんです。これが合理的なのかっていう指摘を受けたので、昨年、担当課長と折衝したという経過なんです。意味わかりますか。町長。月曜と水曜は瀬棚診療所に行けばいいわけですが病院にかかりたい人は。そのときに国保病院に出てるんだから無駄じゃないのかって言うてるんです。せめて火曜なり木曜なりであれば非常に4間口になりますから便利なんだと。ただ当時の担当課長が東ハイヤーの絡みもいろいろあって、なかなかそこをバランスが大変なんですよという説明を私受けてます。だからそういうことを具体的にどう検討したのかという検討した中身を伺いたって言うてるんです。ちょっと答弁ずれてるもんですからあえて再質問いたしますが、ちょっと的を得た答弁してもらえませんか。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 菅原議員の再質問にお答えいたします。

確かに議員おっしゃられるとおり診療所開設日と国保病院に行く日とバスが重なっている。それは確かにどっちを行けばいいのかというのも含め、重なっているっていうことは認識しております。ただ水曜日に大里からくるバスがございます。例えばこれをずらしてしまうと大里からのバスで来た人は瀬棚診療所にかかりたいと考えている方はよろしいんですが、例えば他の医師、もしくは出張の専門医等にかかりたい場合、その連絡がうまくとれないということになります。便数を増やすっていうことも検討したのですが、現在、委託料等も含め、あと運転士の確保も含め現在の形で両方選べる形が私たちとしてはベターだというふうに考えこの結論に至った次第でございます。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） そのような事情は聞いてます。ただ当時は2本全部変えるというのは無理だけれども、1本くらいは何とか頑張ってみたいという大変力強い答弁もらって私喜んでおったんです。ちょっと副町長首振ってますけども、間違いなく私そういう答弁を正副議長室において頂戴してメモしてあります。だから責めるつもりはありません。ダメならダメなんだって

う答えを頂戴したいということなんです。要するに配置上努力したけど無理だったということなんです。首縦に振ってるからそうなんでしょうけれども、そこを曲げて検討するように求めておきたいと思います。これは答弁要りません。

次の問題に移ります。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原義幸議員の6問目の質問を終わります。

続いて7問目の質問を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） これも似たような質問になるんですが、あえてさせていただきたいと思います。町道公園通線の制限速度の変更について町長にお尋ねいたします。

①昨年1月6日、町道公園通線の制限速度を50キロメートルから40キロメートルに変更することを公安委員会に伝えるよう担当課長に申し上げましたが、1年半が経過しても進捗がありません。一体どうなってるのかお尋ねをいたしたいと思います。

②先日も担当課長に催促をいたしました、ダメではないと警察は言っているという返答は頂戴したものの反応がいま一つ不明確であります。万一交通事故が発生してからでは遅いわけですから、スピード感を持って対応していただくようにお尋ねを申し上げます。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 菅原議員の7問目の質問にお答えいたします。1点目と2点目の質問について併せてお答えいたします。町道公園通線の制限速度の変更につきましては、菅原議員からの申入れを受け町としても交通安全上必要であると判断し、翌日の1月7日にせたな警察署へ見直しを検討していただくよう依頼をしたところです。なお、せたな警察署からは周辺の交通環境を調査し、警察庁が策定している交通規制基準に照らし合わせて速度変更の検討を開始しており、現在も継続して調査を続けているとの説明を受けております。このような事情により現時点では不明確な状況でありますので、改めてせたな警察署には早めのスピード感を持っての対応について要請をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原義幸議員の7問目の質問を終わります。

続いて8問目の質問を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 8問目、墓地問題について町長にお尋ねをいたします。

①大成区長磯の町営墓地の移転問題について、前回の一般質問以降の進捗状況をお尋ねいたします。

②町営の共同墓地の建設について今後の見通しをお尋ねいたします。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 菅原議員の8問目の質問にお答えいたします。1点目ですが、大成区長

磯地区にある共同墓地の移転に係る調査については、他の地区の移転に関わるもろもろの調査等にも時間を要していることから、当該地区も進んでいないのが現状です。議員もご承知のとおり長磯地区の共同墓地は高台にあり、急な坂道を登ったところにございます。また昨年熊が出没してる場所でもあります。まずは改めて墓地台帳が実態と合っているか確認作業を行いながら、地域全体として墓地全体の移転についてどのように考えているのかを十分にお聞きした上で調査を進めていきたいと考えております。

2点目でございます。町内の共同墓地については、近年各か所で墓じまいによる改葬が多々見受けられ墓地の区画があいてきている状況であります。今後も墓じまいは増加傾向にあると考えられますことからスペースは確保できているとは判断しており、基本的には移転先の土地の確保や移転費用、現在使用している方全員の同意や墓地埋葬等に関する法律による許可等も含め、新たな場所に共同墓地を造成することは難しいと考えておりますのでご理解願います。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原義幸議員の8問目の質問を終わります。

続いて9問目の質問を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは9問目、地域猫活動団体に対する支援策について町長にお尋ねいたします。

①地域猫活動団体に対する支援策について、昨年12月議会で取り上げましたが新年度でどのような支援策を行うのか伺いたしたいと思います。

②ソラネコせたなはTNRすなわち、外猫の不妊手術を自らの負担で一定数行っておりますが、町の支援策が必要ではないかお尋ねをいたします。

③地域猫活動団体が譲渡会を行う場合に町の施設貸出しを検討すべきと思いますが、地域猫活動団体についての町長の考え方を伺いたしたいと思います。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） それでは菅原議員の9問目の質問にお答えいたします。

まず1点目のご質問にお答えいたします。本年2月に公益財団法人どうぶつ基金が実施するさくらねこ無料不妊手術事業へ登録し、町としてどうぶつ基金から無料で不妊手術が行えるチケットの交付を受け地域猫活動団体に配分し、無料で不妊手術が受けられる環境を整えたところがございます。同時に団体へのチケットの配分や捕獲器の貸出しなどを定めたせたな町さくらねこ無料不妊手術チケット交付要綱を制定したところであります。また本年5月には、町内地域猫活動団体であるソラネコせたなの代表者との打合せを行い、要綱の説明や団体の活動内容など意見交換を行い、今後ともに連携しながら地域猫対策を進めることを確認したところでございます。さらに同月であります、町内においてすら猫センターの主催により地域猫など約25頭に対する避妊手術が実施され、担当課職員も現場に立ち会い状況を把握したところでございます。また団体から要望のあった踏板式の捕獲器を貸出用として2台購入したところでございます。今後も団体との

連携を密にし町として可能な支援と協力を行っていきたいと考えます。

2点目の質問にお答えいたします。昨年12月議会での一般質問でお答えしたとおり、今年度はどうぶつ基金から交付される無料不妊手術チケットの活用によりTMR、捕獲して避妊手術をしてまたその地域に戻す、その活動TNRと申しますが、それを実施することで団体とも協議済みであり、今後手術した中で問題点などを団体とも話し合うこととなっており、他の支援が必要であれば検討していきたいと考えております。

3点目の質問にお答えします。公共施設を譲渡会会場として貸し出すことについては、当該団体からも要望を受けていることから、臭い、アレルギーなどの衛生問題を鑑み、例えば遊休施設などの町有施設を活用できないか検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問を行います。一定の前進が見られたことは喜ばしいことであるというふうに思います。それで③について申し上げておきますが、5月27日でありますけれども、函館で犬猫の合同の譲渡会を行っております。これは渡島総合振興局、檜山振興局、函館市の主催でありまして、場所は函館市動物愛護管理センター、吉川町であります。これは動物愛護管理センターや道南の動物愛護団体などが収容する動物の譲渡希望者を募集して行うものでありますけれども、こうした問題に道と函館市が協力で共催してるんです。で何を言いたいかって言いますと、自治体として、行政として道、市が自らの仕事をして取り組んでるということなんです。これは各地にも先進例たくさんあります。こうしたことをソラネコせたなが行うわけですが、そこですよ。行政も大きくバックアップするということが大事だと思うんです。そういう方向に一步進んだということは歓迎したいと思いますが、私は決して行政の仕事だから行政が全部やれとは言いません。その協力、協働、いい形で前に進んでいくという作業が必要なんで、これは町長一層本腰を入れてさらに大きくこの事業が前に進んでいくふうに力を尽くしていただきたいというふうに思いますんで、もう一遍、町長の決意を含めてご答弁願います。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 菅原議員の再質問にお答えいたします。おっしゃるとおり振興局並びに函館市の譲渡会、合同の共催で行っているというふうには私も情報を得ていたところです。道にせよ、函館市にせよ、自前の保健所があり、また動物の受渡し管理センターということで、そういう保護のノウハウを持っている。私たちはちょっとその部分のノウハウがございませんので団体とも協議しながらそういう支援について、先ほどのチケットのことも含めてともに歩んでいきたいと思います。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原義幸議員の9問目の質問を終わります。

続いて10問目の質問を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは10問目、中東情勢の緊迫化による物価高騰と資材不足に対

する町の対応について町長にお尋ねをいたします。イラン戦争でホルムズ海峡が閉鎖されたことにより日本経済と国民生活に深刻な影響が出ております。他の市町では、ごみ袋の品不足に見舞われているところもあり、当町でも資材の入手難と価格高騰に直面した事業者から工事の早期発注要請が出るなど放置できない事態が生まれております。

①当町において、食料、医療、介護、農林漁業、建設業など生活基盤に直結する重要分野において、どのような影響が出ているか伺いたいと思います。把握していないのであれば、実態調査を行うことを求めたいと思います。

②その上で必要な町の町独自の対策を機敏に打ち出すこと。道や国に対し支援策を要望することを求めたいと考えますがいかがでしょうか。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） それでは、菅原議員の10問目の質問にお答えいたします。

菅原議員ご指摘のとおり中東情勢の緊迫化による国際物流の混乱は、燃料や原材料価格の高騰、断熱材や配管材などの資材調達など、国民生活や地域経済に大きな影響を及ぼすことが懸念されております。

1点目ではありますが、緊急的に各産業団体や医療介護事業所など17の団体事業者には状況調査を行った結果、約9割の事業者が物価高騰の影響を受けているとの回答でありました。また主な影響は原材料費や燃料費の上昇が影響されていると回答されております。さらに資材の入手の困難が発生しているとの確認がなされました。特に林業、建設業、塗装上では、資材の供給不足が生じ今後の事業の継続に支障が生じてきているとの報告を受けております。今後の国際情勢の推移によっては、さらなる物価上昇や資材不足が懸念されることから産業団体や事業者との情報共有を徹底し、各村産業をはじめ、医療、介護などの各分野の状況把握に努めてまいります。

2点目ですが、町といたしましては国や北海道の支援制度を迅速に周知するとともに、本町の基幹産業に大きな影響を及ぼすことから、関係団体等からの要望を踏まえながら北海道や国に対し、十分な価格高騰対策や経営支援策の継続、拡充を求めていくとともに、必要に応じて支援策の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 3時までちょっと時間ありますから再質問いたします。答弁の趣旨はわかりました。私これなかなか大変な問題だと思ってます。かつて私たちは令和2年から数年間にわたってコロナ危機を体験いたしましたが、ある筋によりますとそれに匹敵する経済危機だろうという見方もあるんです。商工リサーチの調査によりますと、休業あるいは廃業というような問題が特に体力の弱い中小零細企業にも進んできてるっていうんです。品不足、高騰、特に資材不足からくる経営難というのは大変なんだそうです。こういうことも含めて今イランとアメリカの間で14日停戦の覚書は交わしました。19日に正式に調印式をやるということなんです、60日間にわたっていろいろ交渉して全面的な解決に至ればいいんですけども、これもう中身

を見ますと全面的にまとまるものか、あるいは何かで壊れてしまうものか、これは展開次第であります。いずれにしても中東危機の緊迫化による物価対策、資材不足、これは国、道、町それぞれしっかりした対応策が必要だと思います。私も同僚議員の賛同を得まして、関連する意見書案を用意しておりますけれども、やっぱり国策において決定的に重要だなという案件だとは思いますが、道、町それぞれなりにそれぞれのレベルで対応をしっかりやるということが大事だと思います。そういうことを踏まえて町長にいま一つ、これは抜かりのないように万全の対応をするという決意をご頂戴したいと思います。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 菅原議員の再質問にお答えいたします。議員おっしゃるとおり、確かに停戦の協約の発行がなされる、それによる署名を明日なされるということで、私たちとしても協約の発行、そしてそれに伴うホルムズ海峡の自由通行権の確保を切に願っているところでございます。そのそれによって現在の経済混乱が終息することを願いたいところでございますが、各種影響は出ているところで、国においてもいろいろ考えているということでは聞いております。昨年の重点支援地方交付金のような形で、そういう形で支援されるかどうかはちょっとどういう形かわかりませんが、そういった形の議会からも要望を出していただける、私たちとしても当然要望を出して国に働きかけていきたい。そういう形で現在の混乱している地域経済の終息を町でできる部分においても考えていきたい、そう考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 以上で菅原義幸議員の10問目の質問を終わります。

続いて11問目の質問を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 最後の質問です。日本国憲法第9条とせたま町非核平和の町宣言に関する町長の見解についてお尋ねをいたします。

①憲法第9条に対する町長の認識は昨年第4回定例会で伺いました。町長は、戦争放棄と戦力不保持、交戦権の否認という第9条の精神を行政上の姿勢として受け入れるのか、否定するのか。改めて率直にお尋ねをしたいと思います。

②敵基地攻撃能力の保有や台湾有事の際の存立危機事態発言など国政でも最近の動向については国の安全保障に関わることなので、地方自治体の長としては答弁を差し控えるとして全く見解を示せず、主体性のない残念な態度に終始しました。これは12月議会の第4回定例会の町長答弁の対応であります。憲法第9条を踏まえ、戦前の反省の上に立って地方自治体の首長としての見解を6,300人の町民の皆さんに示すべきではないでしょうか。

③非核平和のまち宣言を行ったせたま町のトップとして、2021年1月に発行した核兵器禁止条約に対する見解をお尋ねしたいと思います。

④唯一の核兵器被爆国の国日本が核兵器禁止条約に未加盟であることについて、町長の所見をお尋ねいたします。

以上であります。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） それでは菅原議員の 11 問目のご質問にお答えいたします。

1 点目の日本国憲法第 9 条の精神を受け入れることにつきましては、平和的な国の在り方を強化するものであり、世界における日本の立ち位置を明確にするものであると考えております。私としましては、その精神に基本的には賛同するものでございます。

2 点目ですが、国の安全保障政策であり国の責任と権限に属するものですが、当然、戦争にならないことを切に願っております。

3 点目ですが、核兵器禁止条約は、核兵器の開発、試験、製造、保有、使用及びそれらの助長を全面的に禁止することを目的としており、核兵器を非人道的な区と位置付け世界的な廃絶を目指すものであり、非核平和のまち宣言をしている町の長としては賛同するものでございます。

4 点目ですが、核兵器禁止条約に未加盟であることにつきましては、国の責任と権限に属するものではありませんが、広島、長崎での被爆経験を有する我が国が核兵器禁止条約への加盟を果たすことは国際社会における信頼性を高めるものであり、また核兵器のない世界へ向けた強い意志を示すものであると思っております。非核平和のまち宣言を行っている町としては、核兵器禁止条約への加盟がなされることを切に願い、持続可能な平和を実現するための取り組みを進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） 以上で、菅原議員の 11 問目の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

◎日程第 6 報告第 1 号

○議長（平澤 等君） 日程第 6、繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。

本件について提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川 譲君） それでは議案その 1、1 ページでございます。報告第 1 号繰越明許費の繰り越しについてでございます。本件につきましては令和 7 年度せたな町一般会計予算繰越明許費におきまして、繰り越しした予算について地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものでございます。内容につきましては担当課長から説明いたします。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君） それでは議案その 1 の 2 ページでございます。令和 7 年度せたな町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。記載されている事業につきましては、年度内の事業の完了が見込めないことから令和 7 年度補正予算の中で繰越明許費を設定しているところでございますが、それぞれの事業に係る翌年度への繰越額が確定いたしましたのでご報告いたし

ます。翌年度繰越額でございますが、3款民生費、2項児童福祉費、物価高対応子育て応援手当支給事業1,205万5,000円から10款教育費、2項小学校費、小学校遊具改修事業699万円まで5事業の合計で1億1,965万5,000円を令和8年度に繰り越しをいたしました。この繰越額の財源内訳の合計額は既収収入特定財源として406万円、未収収入特定財源として1億557万8,000円、一般財源1,001万7,000円となっております。

以上で説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

報告1号は報告済みといたします。

◎日程第7 報告第2号

○議長（平澤 等君） 日程第7、報告第2号株式会社北檜山観光振興公社の経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川 譲君） 議案その1、3ページでございます。報告第2号株式会社北檜山観光振興公社の経営状況についてでございます。本件につきましては地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社北檜山観光振興公社の経営状況に関する書類を別紙のとおり提出するものでございます。4ページから9ページにつきましては、令和7年度第32期の経営状況でございます。10ページから13ページにつきましては令和8年度第33期の営業計画並びに収支予算でございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

吉田まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（吉田有哉君） 報告第2号株式会社北檜山観光振興公社の経営状況についてご説明いたします。議案その1、3ページからとなります。去る5月29日に開催されました株式会社北檜山観光振興公社株主総会におきまして、第32期事業報告並びに決算報告、第33期営業計画並びに収支予算が承認され先般町に対し経営状況に関する書類の提出がございました。

それでは4ページをお開きください。第32期事業報告につきましては記載のとおりそれぞれ会議や事業を行い地域貢献を行っているところでございます。

次に5ページをご覧ください。第32期の損益計算書でございます。経常損益の部、営業損益の部では、売上高は前期と比較して約1,130万円増の1億7,168万4,163円となっ

ております。内容につきましては右側の記載のとおりでございます。

これに係る売上原価につきましては4, 160万6, 953円となることから売上総利益は1億3, 007万7, 210円となっております。

次に一般管理費につきましては1億4, 273万9, 834円となっております。内訳につきましては6ページに記載のとおりでございます。以上のことから第32期の営業損失は1, 266万2, 624円となったものでございます。

次に営業外損益の部では指定管理料が主なものですが、雑収入において株主から100万円の寄附がございまして、営業外収益が1, 920万6, 237円となっております。経常利益は654万3, 613円となっており、法人住民税及び事業税を差し引きますと当期利益は633万7, 613円となったものでございます。

続きまして7ページでございます。第32期の貸借対照表でございます。下の部分の純資産の部、株主資本金4, 563万4, 551円については資本金1億円から利益剰余金のマイナス5, 436万5, 449円を差し引いた金額となっております。

続きまして8ページでございます。第32期株主資本等変動計算書を掲載しておりますが、先ほどの純資産の部と説明が同じになりますので省略させていただきます。

9ページは監査意見書でございます。

続きまして10ページからは第33期営業計画並びに収支予算となります。10ページ、11ページはそれぞれの部門における第33期の営業計画が記載されております。

続きまして12ページになります。第33期の収支予算で売上収入は宿泊売上7, 722万円をはじめとする各部門の売上げ収入と指定管理料などの営業外収入合わせて1億9, 696万3, 638円を見込んでおります。

13ページは経費内訳書で仕入高4, 173万円をはじめとする各経費を見込み、経費合計1億9, 196万3, 638円、予定総利益は500万円の黒字を見込んでの計画となっております。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

報告2号は報告済みといたします。

◎日程第8 議案第1号

○議長（平澤 等君） 日程第8、議案第1号令和8年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川 譲君） 議案第1号令和8年度せたな町一般会計補正予算（第4号）でございます。今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に5,314万5,000円を追加し、補正後の予算総額を99億9,995万6,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、医療費助成システム改修業務、温泉ホテルきたひやま冷暖房設備改修工事、脱炭素化推進補助金など、行政執行上、当面必要とする経費について補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君） それでは別冊の補足資料により説明をいたします。既にお目通しをいただいているものと思いますので説明は簡潔にさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

補足資料の1ページ目の主な歳出です。議案その1では22ページからとなります。2款総務費、1項総務管理費、11目地方創生推進事業費、新規で地域おこし協力隊起業支援補助金、事業所派遣型、補正額100万円、全額一般財源です。地域おこし協力隊1名が退任し起業に向け活動するため追加するものでございます。2款総務費の補正額合計は207万6,000円でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、継続で社会福祉総務費繰入金、補正額144万8,000円の追加は全額一般財源で、起債の特別会計にそれぞれ繰り出しをするものでございます。5目障がい者福祉費、新規で医療費助成システム改修業務、補正額121万円の追加で国道支出金60万5,000円、残りは一般財源でございます。マイナンバーカードを活用した医療費助成のオンライン資格確認を実施するため障がい者福祉システムを改修するものでございます。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、新規で医療費助成システム改修業務638万円の追加で国道支出金319万円、残りは一般財源です。マイナンバーカードを活用した医療費助成のオンライン資格確認を実施するため医療給付システムを改修するものでございます。3款民生費補正額合計は922万2,000円でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、7目農業施設管理費、新規で丹羽活性化センター暖房用ボイラー取替工事257万4,000円の追加は全額一般財源です。老朽化により故障した暖房用ボイラーの取替工事をするものでございます。6款農林水産業費の補正額合計は257万4,000円でございます。

7款1項共に商工費、4目温泉ホテルきたひやま管理費、新規で温泉ホテルきたひやま冷暖房設備改修工事で補正額2,992万円で全額公共施設整備基金繰入金です。冷暖房機器の不調が度々発生しているため改修するものでございます。5目ゼロカーボン推進費、継続で脱炭素化推進補助金で補正額500万円の追加は全額地域振興基金繰入金です。当初の見込みより申請件数

が増加する見込みのため追加するものでございます。7款商工費の補正額合計は3,574万1,000円でございます。

2ページでございます。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、継続でA Iドリルソフト使用料は100万円の一般寄附があり、寄附者の意向によりA Iドリルソフト使用料に財源振替をするものでございます。2項小学校費、3目学校施設整備費、新規で北檜山小学校特別支援教室エアコン設置工事で補正額110万円、全額一般財源です。北檜山小学校に特別支援教室を追加整備するためエアコンを設置するものでございます。5項保健体育費、4目学校給食費、継続で学校給食費支援事業は令和8年4月から公立小学校の学校給食費の負担軽減を図るため、北海道から町へ負担軽減交付金972万4,000円が交付されることから財源振替をするものでございます。10款教育費補正額合計149万6,000円でございます。

以上、歳出補正額合計は5,314万5,000円でございます。

次にこれらに係る主な歳入でございますが、議案その1、19ページからとなります。14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金379万5,000円は、地域診療情報連携推進費補助金、15款道支出金、2項道補助金、5目教育費道補助金972万4,000円は、北海道市町村学校給食費支援事業費交付金、20ページでございます。17款1項ともに寄附金、2目一般寄附金100万円の追加は1件の一般寄附があり、寄附者の意向に沿って教育費に充当するものでございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、8目公共施設整備基金繰入金2,992万円は温泉ホテルきたひやま冷暖房設備改修工事充当でございます。9目地域振興基金繰入金500万円の追加は脱炭素化推進補助金に充当、21ページでございます。19款1項1目共に繰越金208万5,000円の追加は前年度繰越金で財源調整でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

横山議員。

○5番（横山一康君） 補足資料の1ページ、農林水産業費で丹羽活性化センターの暖房用ボイラーの取替工事257万4,000円、もう1点、商工費の中で温泉ホテルきたひやまの冷暖房設備の改修工事2,992万円というように今回補正を上げられております。この説明をちょっと右側に説明文あります。これ見ると丹羽の活性化センターは老朽化による故障、温泉ホテルきたひやまの冷暖房機器は不調が度々発生しているため改修と、このように書いてあります。これ当初予算から今3カ月です。このような改修工事、こういうものというのは予見、予測ができなかったのかどうか、これまず担当課長のほうがいいんですか。このような老朽化の故障ですか、不調が当初予算で予見できなかったのかどうかお聞きしておきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 吉田課長。

○まちづくり推進課長（吉田有哉君） 私のほうから温泉ホテルきたひやまの件についてご説明します。機器の不備が度々発生していることということで、常任委員会のほうで報告させていただ

きましたが、基本的にはもう耐用年数が経過しているというのがまず1点あります。特に暖房ボイラーのほうにつきましては15年ということで、本来であれば令和8年で15年経過しているところですが15年経過しているということになっております。それからチラーのほうにつきましても、もう開設から17年経過しておりますで耐用年数が過ぎてるということで、その間、温泉ホテル側としてもいろいろ状況を見ながら対応はしてくれておりましたけれども、この今現状においては致命的な故障が発生して、今後かつ運転ができなくなるという見通しが立ったため今回出されたものであります。

○議長（平澤 等君） 続いて小林農林水産課長。

○農林水産課長（小林和仁君） 丹羽活性化センターのボイラーの取替工事ですけども、こちらは今年の2月2日の日に故障いたしましてすぐ業者さんのほうに見積もり依頼しました。それで改修となると、その1カ月ぐらい納期と、あと工期が2カ月半かかるということで昨年の補正には載せないで新年度予算で対応しようという話をして結論に至っております。その後選挙とかあったんですけども特に寒いとかっていう苦情はなくて、総務課からのブルーヒーター防災のお借りしまして対応したところでございます。

○議長（平澤 等君） 横山議員。

○5番（横山一康君） わかりました丹羽の活性化センターに関しては故障したのが2月ということで本予算には間に合わなかった、補正にも間に合わなかったということで今出てきたということです。町民の皆さんには大きい迷惑はかかっていないと確認しました。温泉ホテルのほうです。これまで度々故障してたというようなことで、たしか温泉ホテルは2台ボイラーが予備にあって、どちらかが故障しても、どちらかでバックアップできるという体制整えてるんですが、そのうちの1台がもうどうしようもならないということだったんですけど、このあたりもうこれ2,992万円とかなり高額なものになってくると思うんです。これに関してはお客様が常にいる施設でありますのでご不便かけたらいけない。ボイラーというのは、やはり施設の心臓部だと思いますので、そこに関しては私はしっかり修繕していつてほしいなと思うんですけど、ただこれ長寿命化を令和4年でしたか、やっているのもそのときに本当は見つけてやっていただきたいかったなというのが一つ要望として、今後そういうことがないようにできるだけ計画的にこのような施設はやっていつていただきたいなと思います。ちょっと財政課長にもひとつコメントいただきたいんですけど、今、丹羽の活性化センターについてはやむを得なかったということだったんですけど、温泉ホテルのほうに関しては、本来これいろいろと不調があったということですので、こういうのが今急に上がってくるということは、財政担当者としてはどのような見解を持っているかお聞かせいただければと思います。

○議長（平澤 等君） 佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君） 財政課の見解ということなんですけども、財政課としては、まず町民、お客さん、利用者に迷惑はかけれないという観点から今回の温泉ホテルきたひやまの改修工事についても故障なり何なりしたら迷惑がかかるので、これは仕方がないだろうということで補正で対応させていただいたということでございます。

○議長（平澤 等君） 横山議員。

○5 番（横山一康君） やむを得ないということで、そこはわかるんですけど、最後3回ですので、町長のように今、公共施設総合管理計画立てていると思うんですけど、これやはり財政厳しい我が町としては施設本体のしっかり管理計画立てているっていうことも必要なんですけど、中にある設備それも同時に傷んでいく、耐用年数を超えていくと思うんです。こういうものも併せて今後、計画的にやっていくというこのような形考え方あるかどうか最後お聞きしておきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 河原町長。

○町長（河原泰平君） 今、横山議員がおっしゃられましたとおり、施設には設備も一体的にあるものと私も認識しております。当然合わせての計画必要でありまして、今回ちょっとホテルにつきましては長寿命化計画には上がっていなかった。それでまだ耐用年数後使用できるという見込みがありまして、それで使っていたところでございます。耐用年数15年ということで3,000万の機械ということで、減価償却低利定額法でいきますと毎年200万ということですが、その償却後4年使ったということで800万の効果があつたと。そういうふうに私は認識しております。もちろん逆を言いますと今後、公共施設の管理につきましてどこをどう整理していくかっていうことにおきまして当然設備の投資も考えていかなければいけない。その考え方をきちんと議員おっしゃられるとおり踏まえて進めたいと考えています。

以上でございます。

○議長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいまより3時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 3時40分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

◎日程第9 議案第2号

○議長（平澤 等君） 日程第9、議案第2号令和8年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川 譲君） 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に20万3,000円を追加し、補正後の予算総額を9億8,605万円とするものでございます。

その主な内容でございますが、人事異動に伴う人件費の精査について補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

阪井福祉課長。

○福祉課長（阪井世紀君） それでは議案書の31ページをお願いいたします。歳出からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費15万9,000円の追加、3款地域支援事業費、3項包括的支援事業任意事業費、1目包括的支援事業費8万7,000円の追加、2目包括的支援事業費（社会保障充実分）4万3,000円の減額は、それぞれ4月の人事異動等に伴う補正でございます。

これに伴う歳入ですが30ページになります。7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金4万4,000円の追加、3目その他一般会計繰入金15万9,000円を追加し収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第3号

○議長（平澤 等君） 日程第10、議案第3号令和8年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川 譲君） 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に250万6,000円を追加し、補正後の予算総額を6,464万8,000円とするものでございます。

その内容でございますが、介護予防プラン作成業務委託料などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

阪井福祉課長。

○福祉課長（阪井世紀君） それでは議案書の37ページをお願いいたします。歳出からご説明いたします。1款サービス事業費、1項通所介護サービス事業費、1目デイサービスセンター事業費19万2,000円の追加は、17節備品購入費で施設で利用する冷凍庫の故障により買換えを1台と歩行器の不足による2台を購入するものです。3項1目共に介護予防支援事業費206万9,000円の追加は、12節委託費で介護予防プラン作成業務の委託件数が増えていることにより増額するものです。4項1目共に居宅介護支援事業費24万5,000円の追加は、10節需用費で消耗品費を増額するものです。

これに伴う歳入でございますが36ページになります。1款サービス収入、1項介護給付費収入、2目介護予防サービス計画費収入106万1,000円の追加、2款繰入金、1項1目共に一般会計繰入金124万5,000円の追加、5款道支出金、1項道補助金、1目介護事業所サービス継続支援事業補助金20万円を追加し収支の均衡を図ったものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 4 号

○議長（平澤 等君） 日程第 1 1、議案第 4 号令和 8 年度せたな町病院事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川 譲君） 今回提案いたします補正予算の内容でございますが、せたな町国保病院に及び瀬棚診療所において医療機器の購入について補正をお願いするものでございます。

内容につきましては病院事務局長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

○国保病院事務局長（手塚清人君）

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

菅原議員。

○ 1 1 番（菅原義幸君）

○議長（平澤 等君） 手塚病院事務局長。

○国保病院事務局長（手塚清人君） それでは内容について説明をさせていただきます。まずはじめに 4 1 ページのせたな町立国保病院分の資本的支出から説明させていただきます。1 款せたな町立国保病院資本的支出、1 項建設改良費、1 目有形固定資産取得費で 3 6 8 万 5, 0 0 0 円の追加をお願いするものでございます。医療機器等の購入費で病室等への酸素供給を行うマニホールド設備の改修一式でございます。現在診療等への影響はございませんが微量の酸素漏れがあること、設置後一定期間が経過し交換部品の調達が難しいということで更新を図るものでございます。財源につきましては損益勘定留保資金でございます。

続きまして 4 2 ページでございます。瀬棚診療所の資本的支出でございます。2 款せたな町立国保病院瀬棚診療所の資本的支出、1 項建設改良費、1 目有形固定資産取得費で 2 5 8 万 5, 0 0 0 円の追加をお願いするものでございます。医療機器等の購入費で本年 5 月に故障した歯科診療代 1 台の更新費用一式でございます。財源につきましては損益勘定留保資金でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 5 号

○議長（平澤 等君） 日程第 1 2、議案第 5 号せたな町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川 譲君） 議案その 2、1 ページでございます。議案第 5 号せたな町条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の規定の整備を図るため本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木正人君） それではせたな町税条例の一部を改正する条例について説明いたします。条例改正にあたりましては、令和 8 年度税制改正を踏まえた地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する政省令の施行に伴い本条例の改正を行うものです。

主な改正点としましては 3 つの内容となっております。1 つ目は軽自動車関係、2 つ目は個人町民税関係、3 つ目は固定資産税関係でございます。議案の 2 ページから 1 3 ページまでが改正文、1 4 ページから 4 8 ページまでが新旧対照表となっており、皆様には事前にお目通しいただいているものと思いますので主要内容につきまして別紙のせたな町議会定例議会に関係資料によりご説明いたしますが、その前に一つ訂正をお願いいたします。3 ページ目の下段なんですけども、第 3 3 条括弧書きで、所得割の課税の控除とありますが、所得割の課税標準に訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

それでは軽自動車関係でございます。1 ページ目から 3 ページ目になります。環境性能割の廃止に関する規定の整備でございます。環境性能割は令和元年に自動車所得税の廃止に伴い、導入された車両の取得時に課される税で、このたび環境性能割の廃止に係る法令の改正に伴い条例を改正するものです。合わせて環境性能割の廃止に伴い種別割としている名称を軽自動車税に改めるものでございます。施行日は令和 8 年 4 月 1 日でございます。

次に個人町民税関係でございます。３ページ下段から６ページ中段になります。主なものとして、１つ目が給与所得控除の最低保障額を現行６５万円から６９万円に引き上げられ２年間の時限措置として６９万円を７４万円に引き上げる措置が講じられました。またひとり親控除の控除額健康３０万から３３万円に引き上げられます。２つ目が住宅借入金等特別控除適用期限の延長に係る規定の整備でございます。適用期限を５年延長し令和１２年までに居住を開始した場合に適用するとするものでございます。施行日は適用期限の延長の分に限り令和９年１月１日でございます。３つ目が特定暗号資産取引に係る課税の取引に伴う規定の整備でございます。現在暗号資産取引で生じた所得は雑所得としてそれ以外の所得と合わせて課税されていますが、課税方法を見直し番号資産取引で生じた所得は、それ以外の所得と分離して課税することとなるものです。施行日は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行日の属する年の翌年の１月１日からでございます。

次に固定資産税関係でございます。主なものとして、１つ目が免税点の見直しによる規定の整備でございます。家屋及び償却資産に係る固定資産税の免税点を引き上げるもので、家屋が２０万円から３０万円に、償却資産が１５０万円から１８０万円に引き上げるものです。施行日は令和９年４月１日でございます。２つ目が再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の割合を定める規定の改定でございます。再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の軽減の割合規定を改めるものであり、その適用期限を令和１１年３月３１日まで３年間延長するものです。施行日は令和８年４月１日でございます。３つ目は住宅に係る固定資産税の軽減措置の延長でございます。令和７年度末で適用期限を迎える固定資産税に係る税額の減額措置について適用期限が５年間延長されるものでございます。施行日は令和８年４月１日でございます。またその他、項ずれ等に伴います所要の規定の整備も併せて行います。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１３ 議案第６号

○議長（平澤 等君） 日程第13、議案第6号せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川 譲君） 次に42ページでございます。議案第6号せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い所要の規定の整備を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

佐々木税務課長。

○税務課長（佐々木正人君） それでは、せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。今般の条例改正の理由は大きく3点でございます。1点目は、令和8年度地方税制改正を踏まえた地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、保険税負担の公平性の確保及び低所得者の軽減を図る改正で、主な改正点は基礎課税額の賦課限度額と低所得者に対する軽減措置の見直しであり、2点目は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う改正で、いずれも国に準じて改正するものです。3点目が国民健康保険税の殿前納に係る改正でございます。改正内容については議案書55ページからの新旧対照表によりご説明いたします。第2条課税額については、第2項中基礎課税額を右側、改正前66万円から左側改正後67万円に引上げとなります。

次に58ページ、第23条国民健康保険税の減額ですが、第23条では、まず第2条の改正に伴い第1項中66万円から67万円に引き上げる改正です。第2号は、5割軽減の基準額算定の際、被保険者に乗じられる金額を改正前30万5,000円から改正後31万円に引上げとなり、第3号は、改正箇所は60ページになります。第3号は、2割軽減の基準額算定の際、被保険者に乗じられる金額を改正前56万円から改正後57万円に引上げとなり、いずれも低所得者の軽減を図るものです。

次に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部に伴う改正についてご説明いたします。本年4月1日から子ども・子育て支援納付金を徴収することとされることに伴い国民健康保険法施行令の一部が改正されました。改正内容については、これまで基礎分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つの保険税に新たな子ども・子育て支援金分が追加されることとなります。

56ページになります。第2条第4号において課税額について、第2条第5項では賦課限度額について、第9条の3から第9条の6までは所得割、均等割、平等割の賦課額について、第23条の国民健康保険税の減額については58ページから62ページまで軽減措置に関する事項について設定しております。次に3点目、58ページの第12条の2国民健康保険税の前納に係る納期の規定の制定ですが、全国的に外国人の滞納問題が浮き彫りになり国において未納付防止の対策対策として、海外からの入国初年度の国民健康保険税について通常の納期限から前倒して1

期で納付していただく仕組みとして示されたことに伴い、当町においても整備するものであります。附則として第1項の施行日については、この条例は公布の日から施行し令和8年4月1日から適用する。第2項の適用区分では、改正後のせたな町国民健康保険税条例の規定は令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第7号

○議長（平澤 等君） 日程第14、議案第7号せたな町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川 譲君） 次に69ページでございます。議案第7号せたな町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により満3歳以上限定小規模保育事業が創設され、こども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令に準じた所要な規定の整備を図るため本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

長内健康推進課長。

○健康推進課長（長内 京君） このたびの改正につきましては児童福祉法等の改正により、満3歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴い国の基準に準じて条例の改正を行うものです。内容につきましては議案書の77ページ、新旧対照表にて説明いたします。改正前の第2条

第6号の小規模保育事業を、改正後では満3歳未満と小規模保育事業に改め、第6号の2として満3歳以上限定小規模保育事業を加え、第11号の2として教育認定子どもを、第11号の3として満3歳以上保育認定子どもを、第11号の4として保育認定子供の各用語の定義を加えるものです。

次に第6条から78ページ第9条までは、第2条で追加された用語の整理及び条文の文言の整理を行うものです。79ページの第12条の見出しについては、改正後、特定教育保育の提供の記録に改め、第20条は条文の文言を整理し、第22条の見出しについては、改正後、利用定員の遵守とするものです。第25条から81ページ、第37条1項までについても追加された用語の整理及び条文の文言の整理を行うものです。82ページに係る第37条第2項については、満3歳以上限定小規模保育事業者を除く特定地域型保育事業者の利用定員について定めるものです。同条第3項の追加では、満3歳以上限定小規模保育事業に限る特定地域型保育事業者について同様に定めるものです。第39条第2項では条文の文言を整理し、83ページに係る第3項の追加では、満3歳以上限定小規模保育事業者に限る特定地域型保育事業者について保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるように先行するものです。同条の第4項、第5項は条項のずれと追加された用語と文言の整理を行うものです。第40条から84ページに係る第42条第7項までについては追加された用語と文言の整理を行い、同条第8項の追加では満3歳以上限定小規模保育事業者に限る特定地域型保育事業者について連携施設に関し定めるもので、同条の第9項から85ページに係る第12項までは条項のずれの整理を行うものです。85ページの第43条から第47条についても追加された用語と文言の整理について行い、86ページに係る第48条の見出しについては、改正後、利用定員の遵守に改めるものです。第49条では追加された用語の整理を行い、第50条の準用では必要な修正を加えるものです。86ページから88ページまでかかる第51条では満3歳以上限定小規模保育事業者を除く特定地域型保育事業者について、また88ページから89ページまでかかる第51条の2の追加では、満3歳以上限定小規模保育事業者に限る特定地域型保育事業者について、それぞれ教育認定子どもに対する認可基準の遵守や利用定員の基準について規定するものです。90ページまでかかる第52条では満3歳以上限定小規模保育事業者を除く特定地域型保育事業者について、満3歳以上保育認定子どもに対する認可基準の遵守や利用定員の基準等について規定するものです。附則としてこの条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第8号

○議長(平澤 等君) 日程第15、議案第8号せたな町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(中川 譲君) 続いて91ページでございます。議案第8号せたな町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。児童福祉法並びに児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正等により、満3歳以上限定小規模保育事業の創設、理学療法士等のみなし保育士化及び満3歳以上の職員配置基準の見直しに関し、内閣府令に準じた所要な規定の整備を図るため本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(平澤 等君) 続いて内容の説明を求めます。

長内健康推進課長。

○健康推進課長(長内 京君) このたびの改正につきましては児童福祉法等の改正により、満3歳以上限定小規模保育事業の創設、理学療法士等を保育士とみなす改正並びに満3歳以上の職員配置基準の見直しがされたことに伴い国の基準に準じて条例の改正を行うものです。

内容につきましては議案書の97ページ、新旧対照表にて説明いたします。目次中、改正後に第3章第5節、構造改革特別区域満3歳児以上限定保育事業、第36条の2を追加し、第6条中、満3歳以上限定小規模保育事業を加え、第3号では満3歳以上限定小規模保育事業除く家庭的保育事業者等に改めるものです。98ページ、同条第7項では満3歳以上限定小規模保育事業所を加えるものです。第18条第6号では満3歳以上の幼児の利用定員を追加し、99ページに係る第23条では国家戦略特別区域限定保育士の規定を追加し、第27条では小規模保育事業B型と小規模保育事業C型に満3歳以上限定小規模保育事業除くことを規定するものです。第29条第2項第3項の職員数について、満3歳以上満4歳に満たない児童では、改正前、概ね20人後、改正後概ね15人につき1人の配置に改め、第4号、満4歳以上の児童では、改正前、概ね30人を、改正後、概ね25人につき1人の配置に改めるものです。同条第3項では小規模保育事業所A型に勤務する保健師または看護師を准看護師を含め看護師等とし、1人に限り保育士とみなすことができるものとするものです。次に100ページに係る第4項の追加では、小規模保育事

業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員等を特定理学療法士等とし1人に限り保育士とみなすことができる規定を追加するものです。同条第5項の追加では、看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合の体制について規定するものです。

101ページに係る第31条では小規模保育事業B型に勤務する職員について、第29条と同様に職員の配置人数の見直しと、看護師等特定理学療法士等1人に限り保育士とみなすことができる規定を追加するものです。第35条では条文を整理し、第36条の次に第5節、構造改革特別区域満3歳児以上限定保育事業を加え、102ページに係る第36条の2の追加では構造改革特別区域満3歳以上限定保育事業を規定し、小規模保育事業B型と小規模保育事業C型においても満3歳以上限定小規模保育事業を行うものを規定するものです。第44条及び103ページに係る第47条では、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所に勤務する職員について、第29条と第31条と同様に職員の配置人数の見直しと看護師等、特定理学療法士等を1人に限り保育士とみなすことができる規定を追加するものです。第48条の準用では必要な修正を加え、次の104ページ、附則第4項では満載満3歳以上限定小規模保育事業者を加え、第7項の追加では小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例を加え、第8項では保育士数の算定に小学校教諭等を保育士とみなすことができることを追加するものです。105ページに係る附則第9項の追加では1日8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所の保育士数について規定するもので、第10項の追加では前2項を適用する場合の保育士数について規定するものです。附則としてこの条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第9号

○議長（平澤 等君） 日程第16、議案第9号せたな町へき地保健福祉館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川 譲君） 次に107ページでございます。議案第9号せたな町へき地保健福祉館条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。施設の老朽化等により太櫓へき地保健福祉館及び北島歌へき地保健福祉館を廃止するため本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

阪井福祉課長。

○福祉課長（阪井世紀君） それではせたな町へき地保健福祉館条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。今回の改正は北島歌へき地保健福祉課については、施設の老朽化が著しく、今後の利活用も見込めないことから今年度施設解体を進めるため廃止するものです。なお本年2月開催の議会全員協議会におきまして提案済みであり、北島歌2区町内会長からも承諾を得ております。また太櫓へき地保健福祉課におきましては、平成5年7月17日発生の北海道南西沖地震の津波により消失している施設でございますが、消失後の対応としては太櫓地区のはまなす荘におきまして施設機能の補完をしておりましたが、旧北檜山町時代に条例の整理等を行われていなかったため今回の改正に合わせて廃止するものです。

改正内容につきましては議案書109ページの新旧対照表でご説明いたします。第2条では改正前の表から太櫓へき地保健福祉館及び北島歌へき地保健福祉課を削り、改正後では小倉山へき地保健福祉館のみとなります。別表の第7条関係では改正前の1号及び2号を、改正後の別表に改めるものでございます。なお別表の中身の変更はございません。

110ページになります。附則としましてこの条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１７ 議案第１０号

○議長（平澤 等君） 日程第１７、議案第１０号せたな町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川 譲君） 続いて１１１ページになります。議案第１０号せたな町介護保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行により、令和７年度税制改正による給与所得控除の見直しの影響により保険料階段が上がる第１号被保険者について、当該見直し前と同様の判定となるよう保険料額の算定の特例を定めるため本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

阪井福祉課長。

○福祉課長（阪井世紀君） それではせたな町介護保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。議案書の１１３ページの新旧対照表でご説明いたします。改正内容につきましては、令和８年度における前年度非課税者に係る保険料の減免の特例措置を設けるため附則に次の３項を加えるものです。第１５項は令和８年度において、地方税法の規定により市町村民税のみなし課税者がいる世帯において、その影響で介護保険料の段階が引き上がってしまう第１号被保険者の令和８年度分の保険料の減免規定を設け、第１６項では令和８年度の保険料の額はみなし課税非課税保険料段階の保険料率により算定した額とし、第１７項では申請を要しない旨を規定しております。附則としましてこの条例は公布の日から施行し、改正後の附則第１５項、第１６項及び１７項の規定は令和８年４月１日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１８ 議案第１１号

○議長（平澤 等君） 日程第１８、議案第１１号せたな町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川 譲君） 次に１１５ページになります。議案第１１号せたな町火入れに関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。林野火災に関する注意報及び警報の新設等に伴い、森林での火入れの中止の要件を見直すため本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

小林農林水産課長。

○農林水産課長（小林和仁君） それでは議案第１１号のせたな町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。このたびの改正は、今般消防庁による林野火災に関する注意報及び警報が新設されたこと。また気象庁が発表する気象情報におきまして異常乾燥注意報から乾燥注意報に変更となっていることからこのたびこれらの文言の整理を行い、現状に合った条例とするため一部改正するものでございます。

１１７ページの新旧対照表でご説明させていただきます。火入れの中止、第１４条第１項中、表の右側、改正前、異常乾燥注意報またはを、表の左側、改正後は、もしくは乾燥注意報が発表された場合、または林野火災に関する注意報もしくはに改め、同条第２項中、表の右側、改正前、とき又は強風注意報、異常乾燥注意報を、表の左側、改正後は、場合または強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され若しくは林野火災に関する注意報に改め、同じく表の右側、改正前、ときはを、表の左側、改正後は、場合にはに改めるものでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 19 議案第 12 号

○議長（平澤 等君） 日程第 19、議案第 12 号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川 譲君） 続いて 119 ページでございます。議案第 12 号工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。北檜山 4 号井新設工事についてせたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、予定価格が 5,000 万円を超えるため契約締結上必要な議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

平田建設水道課長。

○建設水道課長（平田大輔君） 議案第 12 号で議決をお願いいたします工事請負契約につきましては、北檜山 4 号井新設工事であります。工事内容といたしましては、温泉元の北檜山 2 号井の老朽化に伴い供給に支障を来していることから、新たに北檜山 4 号井として掘削深度 1,300 メートル、合計 200 ミリの掘削工事を実施するものでございます。工事の名称、北檜山 4 号井新設工事、契約の金額 1 億 9,120 万 2,000 円、契約の相手方、札幌市白石区菊水 9 条 2 丁目 4 番 18 号、アーストラストエンジニアリング株式会社、代表取締役、吉國富雄、参考といたしまして工期につきましては、契約締結の日の翌日から令和 9 年 3 月 24 日まででございます。なお入札参加資格者及び入札結果一覧表につきましては、別冊の議案その 2、関係資料 10 ページのとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 20 議案第 13 号

○議長（平澤 等君） 日程第 20、議案第 13 号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川 譲君） 続いて 121 ページになります。議案第 13 号財産の取得についての提案理由を申し上げます。電算システム用パソコンについて、せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第 3 条の規定により予定価格が 700 万円を超えるため議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

高橋総務課長。

○総務課長（高橋 純君） それでは内容について説明いたします。電算システム用パソコンについて次のとおり財産を取得するものでございます。取得財産物品の種類は、パソコン 37 台でございます。取得予定価格は 1,617 万円、取得の相手方は、札幌市中央区北 4 条西 6 丁目、北海道市町村備荒資金組合組合長、原田裕でございます。今回の財産の取得は、北海道備荒資金組合が一旦購入し町が譲渡を受け、その代金を債務負担行為により令和 9 年から令和 12 年度までの 4 年間で償還するというものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第２１ 諮問第１号

○議長（平澤 等君） 日程第２１、諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河原泰平君） それでは１２３ページをお開きください。人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。人権擁護委員の任期満了に伴い次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものでございます。住所、せたな町大成区都９１番地２、名前、名平継義でございます。

次のページに経歴等を載せてございますのでご参照願いたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件についてこれを適任と認め答申したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって本件は、これを適任と認め答申することに決定いたしました。

◎日程第２２ 決議第１号

○議長（平澤 等君） 日程第２２、決議案第１号せたな町長に対し誠実な議会对応を要望する決議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

梶田議員。

○２番（梶田道廣君） せたな町長に対し誠実な議会对応を要望する決議について、せたな町議会は、せたな町長に対し誠実な議会对応を要望する。せたな町議会は、元保健福祉課主幹に関する事案の全容解明に向けた政策調査特別委員会を設置し、これまで慎重かつ真摯に調査を積み重ねてきた。しかしながら去る２月２４日開催の第４回当特別委員会において答弁調整に伴う延会以降、今日に至るまで委員会の再開が見送られ、関連する報告等もないことは事態の解決を望む議会及び町民の理解が得られない状況にある。よってせたな町議会は、理事者に対し延会となった事案の整理を速やかに完了し、当特別委員会へ報告すること及び早期の委員会再開に向け理事者として主体的な協議に応じることを求める。

以上を決議する。令和８年６月１８日、せたな町議会。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。先に反対討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 次に賛成討論を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは、せたな町長に対し誠実な議会对応を要望する決議について賛成討論を行います。去る2月24日の政策調査特別委員会で町長は、地方自治法と議会を軽んずる誤った対応を行いました。その一つは、私が求めた公文書の提出要求に対して議会の求めだけでは出せるものではないとして提出を拒絶し、特別委員会の権限を否定したことであります。もう一つは、間違った答弁を訂正することなく整理をさせてほしいとして時間稼ぎに走り、4カ月以上にわたって特別委員会の開催に応じなかったことであります。この2つは議会の存在意義を否定するものであり断じて許されない行為であります。特別委員会に附議された6つの事件は町政運営上の重要課題であり先延ばしにすることができません。本決議は河原町長に対する事実上の問責決議を意味するものだと私は理解をいたしております。そのことを深く自覚し同じ誤りを繰り返さないことを強く求めて賛成討論を終わります。

○議長（平澤 等君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまより4時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時24分

再開 午後 4時45分

○議長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

お諮りいたします。

本日全議案の審議が終了するまで時間を延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認め、時間を延長することに決しました。

◎日程第２３ 意見書案第１号

○議長（平澤 等君） 日程第２３、意見書案第１号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実強化を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本多浩議員。

○６番（本多 浩君） 意見書案第１号、ただいま上程されました意見書案第１号についての提案理由を申し上げます。本道は全国の森林面積の４分の１を占めており、地球温暖化防止や国土保全、林産物の供給など多面的機能の発揮が期待されております。道ではこれまで森林資源の循環利用に向けて、優良種苗の安定供給や森林づくりを担う人材の育成など様々な取り組みが進められてきましたが、本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためにはゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実や強化を図ることが必要であります。このような状況を踏まえ２つの項目について特段の措置を講じていただくよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき提出します。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決され関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第２４ 意見書案第２号

○議長（平澤 等君） 日程第２４、意見書案第２号義務教育費国庫負担制度の堅持、負担率２分の１への復元など教育予算確保拡充とゆたかな学びを求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤谷容子議員。

○３番（藤谷容子君） 意見書案第２号についての提案理由を申し上げます。教職員給与の一部負担における国の負担率は、２００６年から２分の１から３分の１に変更されましたが、教育の機会均等を確保するためにも、負担率を復元することが重要です。また子供たちへのきめ細やか

な教育を実現するためには教職員定数を抜本的に改善し、小人数学級の実現と教職員の超勤多忙化解消は不可欠であります。このような課題をはじめ、山積している教育環境全般の課題を踏まえ次の5項目について強く要望いたします。

1、教育の機会均等と水準の最低保障を担保するため、義務教育費の無償と義務教育費国庫負担金の負担率2分の1への復元を要請します。

2、保護者負担の解消や図書費の確保拡充を要請します。

3、就学援助制度、奨学金制度のさらなる拡大と予算の確保、拡充を要請します。

4、小中高30人以下学級の早期実現に向けた学級編制標準の改定や高校への35人以下学級の拡大、深刻な課題を解決するための教職員定数の改善、加配教員の増員に向けた必要な予算の確保、拡充を要請します。

5、子供たちの豊かな学びを保障するためカリキュラムオーバーロードの早期改善を要請します。

地方自治法第99条に基づき提出いたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決され関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第25 意見書案第3号

○議長（平澤 等君） 日程第25、意見書案第3号道教委これからの高校づくりに関する指針を見直し全ての子どもにゆかな学びを保障する高校教育を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤谷容子議員。

○3番（藤谷容子君） 意見書案第3号についての提案理由を申し上げます。道教委は中卒者数減などを理由に高等学校の募集停止や再編、統合、間口削減を行ってきたことにより、道内では公立高校の統廃合が進み、公立高校のない市町村が4月現在で55市町村となっており、今後も高校が減少していく見通しとなっております。地元の高校を奪われた子供たちは遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的、身体的な負担が増大しているとともに保護者の経済的な負担

も大きくなり、急速な過疎化の進行と地域活力の低下など、このままでは北海道地域全体の衰退につながることは明かです。このような状況を改善するため次の４項目について強く要望いたします。

１、道教委これからの高校づくりに関する指針改訂版を見直し、地域の衰退を招かないために小人数でも運営できる学校形態を確立し地域の高校を存続させること。

２、全ての道内公立高校の学級定員を３０人以下に引き下げること。

３、遠距離通学費等補助制度の年限５年間を撤廃し、教育の機会均等と子供の学習権を保障すること。

４、障害のあるなしにかかわらず、希望する全ての子供が地元の高校で学ぶことができる高校配置計画を検討すること。

以上、地方自治法第９９条に基づき提出いたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決され、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第２６ 意見書案第４号

○議長（平澤 等君） 日程第２６、意見書案第４号殺傷能力を有する武器輸出の容認撤回を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤谷容子議員。

○３番（藤谷容子君） 意見書案第４号についての提案理由を申し上げます。これまで日本では１９６７年に佐藤栄策首相が武器輸出三原則を国会で表明し、１９７６年には三井武夫首相が三原則対象国以外の国においても武器輸出を慎むとして、実質全面禁止の立場をとってきました。２０１４年に防衛装備移転三原則を策定した際にも、殺傷能力を持たないとされる５類型に限定されてきました。しかし政府が４月に行った防衛装備移転三原則とその運用指針の改定によって戦闘機や防衛艦、潜水艦など殺傷、破壊能力を持つ自衛隊法上の武器の輸出を可能にしました。輸出対象国は防衛装備品技術移転協定の締約国とされていますが、新たな協定締約により対象国

は拡大できるために制約とはなり難いものです。また紛争当事国への武器輸出も特段の事情がある場合は例外にするという規定まで設けられました。日本が生産、輸出する武器によって他国の人々の命を奪うことは日本国憲法の平和理念に反するものです。また多くの犠牲者を産んでいる世界各地の戦争や武力紛争を助長しかねません。よって政府は防衛装備移転三原則、その運用指針による殺傷能力を有する武器輸出の容認を撤回することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき提出します

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決され関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第27 意見書案第5号

○議長（平澤 等君） 日程第21、意見書案第5号物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤谷容子議員。

○3番（藤谷容子君） 意見書案第5号について提案理由を申し上げます。

2026年度の年金改定率は国民年金1.9%、厚生年金2.0%とプラス家庭なり改定になりましたが、物価上昇率は3.2%とすると実質的に1.3%の減額となりました。その結果、2013年以降の14年間で公的年金は物価上昇率と比べて実質9.9%の減額となります。このことは現役世代が今後年金を受給する際に、実質的に減額される可能性が極めて大きいことを意味します。この14年間で消費税は5%から10%へと2倍となり、75歳以上の医療費窓口負担も2倍に、介護保険料や国保料の値上げなど社会保険料負担が増え、米など食料品の高騰、これに加えイランをめぐる紛争によって石油製品を中心に生活に不可欠な物価が高騰し、年金生活者の実質可処分所得はさらに目減りしています。この結果、医療費や食費、冷暖房費すら削らざるを得ない年金受給者も少なからずいます。とりわけ農業、漁業従事者、自営業者に多い国民年金のみの年金受給者にとって低年金は深刻な問題となっています。高齢化率の高い自治体では、年金が所得と家計消費に占める割合も高く、年金支給額の実質的削減は年金受給者の購買力を低

下させ地域経済への影響も大きくなっています。年金の引上げは消費を活性化させ地域経済に好循環をもたらします。若者も高齢者も安心して老後を暮らせるように物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額の改善を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決され関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第28 意見書案第6号

○議長（平澤 等君） 日程第28、意見書案第6号イラン戦争の早期終結と国民の暮らしと営業の擁護を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） 意見書案第6号イラン戦争の早期終結と国民の暮らしと営業の擁護を求める意見書。イランに対する軍事攻撃によってホルムズ海峡封鎖の事態に発展し、日本経済と国民生活は重大な事態に直面しています。この事態から抜け出すには1日も早くイラン戦争を終結させることが重要です。したがってせたま町議会は、日本政府が米国とイスラエルに対して停戦及び終戦を早期に実現する立場から積極的な外交活動を展開すると共に、国民の暮らしと営業を守るため以下の対策を取ることを強く要求いたします。

1つ、イラン戦争によって物価高騰に拍車がかかっている中で、消費税減税の速やかな実施を行うこと。

2つ、物価上昇分を年金、生活保護、児童扶養手当などの引き上げに正確に反映させること。

3つ、エネルギー供給危機に対応するために医療、食料、農林漁業、建設、印刷、交通等、国民生活の基盤となる分野の原油や石油製品の確保を図ること。

4つ、資材価格が急騰している医療機関、介護、福祉事業所の経営を守るために診療報酬、介護報酬の臨時改定を行うこと。医療分野で欠かせない資材の確保に責任を持ち需給状態の把握と対策を講ずること。

5つ、コストや金利の上昇による影響から中小企業の経営と雇用を守ること。

6つ、原油、ナフサ、エチレン、石油製品等の需給を正確に把握し供給と価格の安定に責任を持つこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

議員の皆さんの賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決され関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第29 意見書案第7号

○議長（平澤 等君） 日程第29、意見書案第7号武器輸出の全面解禁を改め平和国家の理念堅持を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） それでは意見書案第7号武器輸出の全面解禁を改め平和国家の理念堅持を求める意見書の提案理由を申し上げます。

政府はこの程、防衛装備移転三原則と運用方針を改定しました。輸出を非戦闘目的の救難、輸送、警戒、監視、掃海に限定する5類型を撤廃し、殺傷能力の高い武器を全面的に解禁する内容です。輸出先は防衛装備品、技術移転協定を結んだ国に限るとしてありますが、締結先は政府が決められるもので特段の事情があれば例外的に現に戦闘が行われている国に対しても政権の一存で拡大が可能です。改定は、閣議と国家安全保障会議だけで決めており、輸出も国会に事後的に報告するだけで国会が許可に関与する仕組みはありません。これまで日本は戦争への反省から武器輸出を厳しく制限してきました。1967年に佐藤栄作政権は武器輸出三原則を決め紛争当事国への輸出を禁止し、1976年に三木武夫政権は事実上全面的に禁止しました。ところがその後1983年に米国への技術供与を認め、2011年には共同開発の装備品の輸出を決めました。2014年に安倍晋三政権はさらに転換して防衛装備移転三原則を唱えて輸出を認める姿勢を打ち出し、岸田文雄政権では共同開発を抜け道に殺傷武器の完成品輸出に道を広げこの度の全面解禁に至りました。したがってせきたな議会は非核平和の町宣言を行った町の議会として、恒久平和

を謳った憲法前文と戦争放棄、戦力不保持、交戦権を否認した憲法第9条に基づいて武器輸出の全面解禁を改めて、平和国家の理念を堅持することを政府に強く求めるものです。

以上、地方自治法99条の規定により提出いたします。

皆さんのご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決され関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第30 意見書案第8号

○議長（平澤 等君） 日程第30、意見書案第8号刑事訴訟法の再審制度見直しに関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） 意見書案第8号刑事訴訟法の再審制度の見直しに関する意見書の提案理由を申し上げます。

現在、刑事訴訟法の再審制度見直し案が国会で審議されておりますが、冤罪被害者の速やかな救済のため証拠の全面開示と共に、再審開始決定に対する検察官の抗告を禁止できるかが焦点の一つになっています。これまでの冤罪事件では、裁判所の再審決定に対して検察官が抗告を繰り返してきたことが被害者救済を遅らせる大きな要因になってきました。再審無罪が確定した福井事件では、最初の再審開始決定から最終的な再審開始が確定するまでに13年、袴田事件では9年がかかっています。こうした事態を受けて現在審議中の政府案は、検察が即時抗告できると規定した対象から再審規定を削除しましたが、その一方で再審決定が取り消されるべきものと認められるに足る十分な根拠がある場合は即時抗告できるとする規定を新設しました。しかし、これではどれが十分な根拠といえるか不明確であり、政府側の国会答弁ではそれを判断する主体はあくまでも検察官だとしています。そうすると過去の無罪再審事件で繰り返されてきた検察官抗告が明確に禁止出来るか不明になります。このことを踏まえてせたな町議会は、冤罪事件の根絶を求める立場から今国会における法改正の審議において下記の2点の改正を強く求めます。

1つ、検察の抗告が冤罪被害者の救済を遅らせており再審開始決定後の検察の抗告は全面的に

禁止すること。

2つ、捜査当局が無罪を示す証拠を隠す例が起きているが、記録、証拠品の保管、再審での証拠の全面開示を義務づけること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決され関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第31 発議第1号

○議長（平澤 等君） 日程第31、発議第1号議員の派遣についてを議題といたします。

議案書に記載されている研修会等に議員を派遣したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

議案書に記載の研修会に議員を派遣することに決定いたしました。

◎日程第32 発議第2号

○議長（平澤 等君） 日程第32、発議第2号三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり議会閉会中における継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、議会閉会中の継続調査の件を承認したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認め、本件は申し出のとおり承認することに決しました。

◎閉議宣告

○議長（平澤 等君） お諮りいたします。

今定例会に付議されたすべての案件の審議はすべて終了しました。
よって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(平澤 等君) 異議なしと認めます。
よって、今定例会は本日で閉会することに決定いたしました。
これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長(平澤 等君) 以上で令和8年第2回せたな町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午後5時17分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年7月28日

議 長 平 澤 等

署名議員 石 原 広 務

署名議員 梶 田 道 廣